

【様式編】

農地所有適格法人報告書

番 号
 (元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地
 名称及び代表者氏名

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
経営面積(ha)	田	
	畑	
	採草放牧地	
法人形態		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
報告日の属する年 (実績又は見込み)		

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

- (1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数:

--

日

- (2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			直近実績	見込み	必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			直近実績	見込み	必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み

(2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%

を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称：

主たる事務所の所在地：

記載年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
経営面積 (ha)	田			
	畑			
	採草放牧地			
法人形態				
要件の適否		適・否	適・否	適・否
事業の種類	農畜産物名			
	関連事業等名			
	その他事業名			
売上高(円)	農 業	前々回報告		
		前回報告		
		今回報告		
		合 計		
	そ の 他 事 業	前々回報告		
		前回報告		
		今回報告		
		合 計		
要件の適否		適・否	適・否	適・否

構成員数	総数	()	()	()
	農地提供者①			
	農業常時従事者②			
	農作業委託者③			
	農地中間管理機構④			
	市町村・農業協同組合等⑤			
	承認会社(投資円滑化法第10条)⑥			
	議決権の状況(うち市町村・農業協同組合系統の有する議決権)	()	()	()
	①～⑥以外の者⑦			
	要件の適否	適・否	適・否	適・否
農業・農作業従事者の状況	理事等の総数			
	うち農業に常時従事する構成員数⑧			
	うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数⑨			
	(⑨が「0人」の場合)農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無	有・無	有・無	有・無
	要件の適否	適・否	適・否	適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する)				
備考				

(記載要領)

- 1 「法人の名称」は、名称を短縮したり略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記載する。
- 2 「主たる事務所の所在地」は、株式会社又は持分会社にあっては、定款に記載されている本店の所在地を記載する。
- 3 「法人形態」欄には、株式会社であって株式の譲渡について当該株式会社の承認を要する旨の規定が定款に定められている法人については、「株式会社(非公開会社)」と記載し、そうでない株式会社については、「株式会社(公開会社)」と記載する。
- 4 「事業の種類」の「農畜産物名」欄には、当該事業年度において法人の生産した農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- 5 「事業の種類」の「関連事業等名」欄には、当該事業年度において法人の行った次に掲げる事業に該当する事業の名称を記載する。
 - (1) 農業と併せ行う林業
 - (2) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
 - (3) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
- 6 「事業の種類」の「その他事業名」欄には、当該事業年度において法人の行った農地法第2条第3項第1号に規定する農業(以下同じ。)以外の事業の名称を記載する。
- 7 「売上高」欄は、「農業」及び「その他事業」について、前々回報告された売上高、前回報告された売上高及び今回報告された売上高を、それぞれ記載するとともに、それら3事業年度分の売上高を合計し「合計」欄に記載する。
- 8 「構成員数」欄には、
 - (1) 「総数」欄は、構成員の総数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に総株主の議決権の数を記載する。
 - (2) 「農地提供者」欄は、農地法第2条第3項第2号イ、ロ、ハ及びニに該当する者の数を記載する。

「農業常時従事者」欄は、農地法第2条第3項第2号ホに該当する者の数を記載する。

「農作業委託者」欄は、農地法第2条第3項第2号へに該当する者の数を記載する。

「農地中間管理機構」欄は、農地法第2条第3項第2号トに該当する者の数を記載する。

「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載する。

「承認会社(投資円滑化法第10条)」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社の数を記載する。

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

9 「農業・農作業従事の状況」欄には、

- (1) 「理事等の総数」欄には、農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員(以下「理事等」という。)の実数を記載する。
- (2) 「うち農業に常時従事する構成員数」欄は、理事等の総数のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる構成員の数を記載する。
- (3) 「うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数」欄は、理事等のうちその人の行う農業に常時従事したと認められる者であつて、かつ、法の法人の行う農業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

なお、当欄の対象者は、(2)の欄と異なり、構成員に限られないことに留意すること。

10 「要件を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する)」欄は、農地法第6条第1項の報告書等から、法人が要件を満たさなくなるおそれがあると判断し同条第2項により是正を勧告した場合に、要件を満たさなくなるおそれがあると判断した根拠となる事実関係を記載するとともに、是正を勧告した翌年はその是正状況を記載する。

11 農地所有適格法人が従たる事務所(支店、支所、分場等)において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所(支店、支所、分場等)における経営面積、事業の種類、構成員数及び理事等の数を本確認書の該当する各欄に記載する。

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

主たる事務所の所在地

農地所有適格法人の名称及び代表者の氏名 様

〇〇農業委員会会長

農地法第6条第2項の規定による勧告書

貴法人が農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められるので、同法第6条第2項の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に基づき、貴法人が農地所有適格法人の要件を満たさなくなるのではないように各般の措置を講じながらもその改善が見込めないと判断された場合には、同法第6条第3項の規定に基づき、その所有する農地又は採草放牧地について所有権の譲渡しをする旨の申出をし、これらの土地の譲渡しのあつせんを求めることができますので、御留意ください。

記

- 1 農地法第2条第3項各号に該当しないと認められる事由

- 2 講ずべき必要な措置の内容

農委公示第 号

別紙の土地は、農地法第7条第1項による買収すべき農地又は採草放牧地であると認められるので同条第2項の規定に基づき公示する。

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長

(別紙)

法 人 の 名 称						
代 表 者 の 氏 名						
主たる事務所の所在地						
買収すべき土地						備考
大字	字	地番	地目	面積 (m ²)	所有者の氏名又は 名称及び住所	

(記載要領)

- 1 「買収すべき土地」欄は、その法人若しくはその一般承継人が所有する農地又は採草放牧地の全部、又はその法人若しくはその一般承継人以外の者が所有する農地又は採草放牧地でその法人若しくはその一般承継人の耕作若しくは養畜の事業に供されているものの全部について所有者ごとに一括した形で記載する。
- 2 「面積」欄には、登記簿に記載又は記録された地積を記載し、農業委員会が登記簿に記載又は記録された地積に代わる実測に基づく面積を認定したときは朱書をもって併記する。
- 3 相続等により「所有者の氏名又は名称及び住所」欄に記載の所有者と登記名義人とが異なる土地については、その土地の「備考」欄に登記名義人を記載する。
- 4 買収すべき土地が借地でその土地の所有者の所有する竹木があるときは、その種類を「備考」欄に記載する。

農地法第7条第2項の規定による縦覧

別紙の土地は、農地法第7条第1項による買収すべき農地又は採草放牧地であると認められるので同条第2項の規定に基づき(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで当農業委員会事務所において縦覧に供する。

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長

(別紙)

法人の名称						
代表者の氏名						
主たる事務所の所在地						
買収すべき土地						備考
大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者の氏名又は 名称及び住所	

(記載要領)

- 1 別紙は、様式例第2-4号により公示した別紙による。
- 2 縦覧に供する期間は、公示の日の翌日から起算して1か月とする。

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 様

〇〇農業委員会会長

農地法第7条第2項の規定に基づく公示に係る通知

別紙のとおり、(元号) 年 月 日付けで農地法第7条第2項の規定に基づく公示をしましたので、その旨を通知します。

(別紙)

法 人 の 名 称						
代 表 者 の 氏 名						
主たる事務所の所在地						
買収すべき土地						備考
大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者の氏名又は 名称及び住所	

(記載要領)

別紙は、様式例第2-4号により公示した別紙による。

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 様

〇〇農業委員会会長

農地法第7条第3項の規定に基づく通知

貴法人所有地のうち下記1の土地については、農地法第7条第1項の規定により買収すべき農地又は採草放牧地と認められるので、同条第3項の規定に基づき通知します。

なお、下記2の期間内に農地法第2条第3項各号に掲げる要件のすべてを満たすに至った旨の同法第7条第5項の規定による届出があり、かつ、審査の結果、その届出が真実であると認められるときは、当該農地又は採草放牧地は買収すべき土地ではなくなりますので、期間内に当該届出を別紙により行ってください。

御不明の点については、当農業委員会にお問い合わせください。

記

1 買収すべき農地又は採草放牧地

大字	字	地番	地目	面積(m ²)

2 届出に係る期間

(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで

(留意要領)

別紙は様式例第2-8号を添付する。

住所
氏名 様

〇〇農業委員会会長

農地法第7条第3項の規定に基づく通知

貴殿所有地のうち下記1の土地については、農地法第7条第1項の規定により買収すべき農地又は採草放牧地であると認められるので、同条第3項の規定に基づき通知します。

なお、当該土地につき賃借権等を取得している法人から、(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日までの間に、農地法第2条第3項各号に掲げる要件のすべてを満たすに至った旨の同法第7条第5項の規定による届出があり、審査の結果、その届出が真実であると認められるときは、買収すべき土地ではなくなります。

また、下記の2の期間に、所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除等をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、賃貸借の解除等をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、当該農地又は採草放牧地は農地法第7条第1項の規定に基づく買収をしないこととなります。

所有権の譲渡、賃貸借の解除等については農地法第3条第1項又は同法第18条第1項の許可が必要であり、御不明の点については、当農業委員会にお問い合わせください。

記

1 買収すべき農地又は採草放牧地

大字	字	地番	地目	面積(m ²)

2 所有権の譲渡、賃貸借の解除等の期間

(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで

ただし、当該土地につき賃借権等を取得している法人から農地法第7条第5項の規定による届出があり、これにつき同条第6項の規定による公示があった場合における期間満了の日は、その公示の日の翌日から起算して3か月以内となります。

(記載要領)

通知の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

〇〇農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名

農地法第7条第5項の規定に基づく届出

下記のとおり、農地法第2条第3項各号に掲げる要件のすべてを満たすに至った旨の届出を同法第7条第5項の規定に基づき行います。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
経営面積 (ha)	田	
	畑	
	採草放牧地	
法人形態		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

ア 事業の種類

農 業		左記該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

イ 売上高

年度	農業	左記に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
前年(実績)		
公示日の属する年 (実績又は見込み)		

(2) 農地法第7条第5項の届出時

ア 事業の内容

農 業		左記該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

イ 売上高

年度	農業	左記に該当しない事業
届出日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

3 農地法第2条第3項第2号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

構成員全ての状況

ア 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数: 日

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

イ 農業関係者以外の者(ア以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

(2) 農地法第7条第5項の届出時

構成員全ての状況

ア 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数: 日

議決権の数の合計
 農業関係者の議決権の割合

イ 農業関係者以外の者(ア以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計
 農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

(3) 要件を満たすために行った措置の詳細

--

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

ア 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			直近実績		見込み	
			必要な農作業への年間従事日数			

イ 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
					必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(イについては、アの理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(2) 農地法第7条第5項の届出時

ア 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
					必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

イ 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
					必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(イについては、アの理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

--

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。実績はその法人の決算に基づき記載し、実績がない場合は空欄としてください。
- 4 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)ア農業関係者」及び「3(2)ア農業関係者」の「農地等の提供面積(㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 様

〇〇農業委員会会長

農地法第7条第5項の規定による届出がなかった旨の通知

(元号) 年 月 日付け第 号をもって農地法第7条第3項の規定に基づく通知を行ったところですが、貴法人から同条第5項の規定に基づく届出が(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日の間になかったため、その旨を通知します。

貴法人が、農地法第7条第3項の規定に基づく通知に係る農地又は採草放牧地について、(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日の間に所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、当該農地又は採草放牧地は、同条第1項の規定に基づく買収をしないこととなります。

なお、所有権の譲渡、賃貸借の解除等については農地法第3条第1項又は同法第18条第1項の許可が必要であり、御不明の点については、農業委員会にお問い合わせください。

農委公示第 号

農地法第7条第1項の規定に基づき(元号) 年 月 日付け農委公示第 号を
公示したが、同条第5項の規定による届出があり、審査の結果、その届出が真実であると
認められることから、同項の規定により農委公示第 号は取り消すものとする。

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長

農委公示第 号

農地法第7条第1項の規定に基づき(元号) 年 月 日付け農委公示第 号を
公示したが、同条第5項の規定による届出があり、審査の結果、その届出が真実であると
認められないことから、同条第6項の規定に基づきその旨を公示する。

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 様

〇〇農業委員会会長

農地法第7条第5項の規定に基づく公示の取消しに係る通知

農地法第7条第3項の規定に基づき(元号) 年 月 日付けの通知を行ったところですが、貴法人から同条第5項の規定に基づく届出があり、審査の結果、その届出が真実であると認められることから、同項の規定に基づき農委公示第 号を取り消したのでその旨を通知します。

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 様

〇〇農業委員会会長

農地法第7条第6項の規定に基づく公示に係る通知

(元号) 年 月 日付け第 号をもって農地法第7条第3項の規定に基づく通知を行ったところですが、貴法人から同条第5項の規定に基づく届出があり、審査の結果、その届出が真実と認められないことから、同条第6項の規定に基づき公示したので、その旨を通知します。

貴法人が、農地法第7条第3項の規定に基づく通知に係る農地又は採草放牧地について、(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日の間に所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、当該農地又は採草放牧地は、同条第1項の規定に基づく買収をしないこととなります。

なお、所有権の譲渡、賃貸借の解除等については農地法第3条第1項又は同法第18条第1項の許可が必要であり、御不明の点については、農業委員会にお問い合わせください。

表

第 号	<p>農地法第14条第1項の立入調査 をする農業委員、農地利用最適化推進委員 又は職員的身分証明書</p> <p>氏名： 生年月日： 年 月 日</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;"> 上半身 前向写真 (押出スタンプ) </div>	<p>上記の者は、農地法第14条第1項の規定により、 貴法人の事務所その他の事業所に立ち入って調査をす 職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;"> 発行者： 発行年月日： 年 月 日 印 </p>

裏

農地法抜粋

第14条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第35条第1
による立入調査のほか、第7条第1項の規定による買収をするた
め必要があるときは、委員、推進委員（同法第17条第1項に規
定する推進委員をいう。次項において同じ。）又は職員に法人の
事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることが
できる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、
その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければ
ならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認め
られたものと解してはならない。

(用紙の大きさは、日本工業規格B8)

立入調査結果報告書

- 1 調査対象法人名

- 2 調査実施年月日
 (元号) 年 月 日

- 3 調査場所

- 4 調査内容
 (調査した帳簿、作業日誌その他の書類の種類)

- 5 判明した事実関係
 (調査によって判明した調査対象法人の経営概要、耕作状況等)

- 6 確認された不適正事項
 (要件を満たしていない事項又は要件を満たさなくなるおそれがある事項)

以上、調査内容及び調査結果について報告する。

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

調査担当者 〇〇農業委員会 氏名

土地所有者 住所
氏名 様

福島県知事 印

農地法施行令第16条第2号の規定による指定書

下記2の土地は農地法施行令第16条第2号の規定により、交換分合の結果、権利を取得した土地として指定します。

記

1 土地の所有者の氏名等

氏名	住所

2 指定する土地

所在・地番	地目		面積 (m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 交換分合により権利を失った土地

所在・地番	地目		面積 (m ²)	備考
	登記簿	現況		

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地法第3条の規定による許可申請書

(元号) 年 月 日

() 農業委員会会長 様

当事者

<譲渡人>

住所

氏名

<譲受人>

住所

氏名

下記農地(採草放牧地)について を したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

(注) 空欄には所要の権利及び設定、移転の別を記入して下さい(設定の場合は期間も含む)。

(例) 所有権を移転 賃借権を設定(期間10年間) 等

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人				
譲受人				

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積 (m ²)	対価、賃料 等の額(円)	所有者の氏名 又は名称	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
	登記簿	現況		[10a当たりの額]	現所有者の氏名又は 名称(登記簿と異なる 場合)	権利の種 類、内容	権利者の氏名 又は名称
				[/10a]	[]		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 2 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 3 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書(別添)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地	/	農地面積 (㎡)				採草放牧地面積 (㎡)
			田	畑	樹園地	
	自作地					
	貸付地					
	/	所在・地番	地目		面積(㎡)	状況・理由
登記簿			現況			
非耕作地						

所有地以外の土地	/	農地面積 (㎡)				採草放牧地面積 (㎡)
			田	畑	樹園地	
	借入地					
	貸付地					
	/	所在・地番	地目		面積(㎡)	状況・理由
登記簿			現況			
非耕作地						

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑			樹園地		採草放牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の面積(m ²)								

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類						
	確保しているもの	所有 リース					
導入予定のもの 〔資金繰りについて〕	所有 リース						

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年、その他()

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離
又は時間

--

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況(別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容(信託の引受により権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況
(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の
2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年 齢	主たる職業	権利取得者との関係(本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備 考

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = (㎡)

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (㎡)

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(特例)

以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて以下のうち該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。

(「所要の面積」とは、50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。)

- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

(表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝)

- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、I の記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間:年 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間:年 か月(直近の実績)

年 か月(見込み)

III 特殊事由により申請する場合の記載事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものの印を付し、I の記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、I の記載事項全ての記載が不要です。

その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、I の1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)、4(常時従事要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立

行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)、4(常時従事要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙)

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区 分	農 業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

1-2 売上高

年 度	農 業	左記に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数: 日

- (2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び第4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
					必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
					必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合は空欄)、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

4 「2(1)農業関係者」欄には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

営 農 計 画 書

住所・氏名(名称)								
現在耕作している 農地の経営状況	区分	作付作物名				収入 — 支出	備考	
	自作地	田					—	
		畑					—	
		その他 ()					—	
	借入地	田					—	
		畑					—	
		その他 ()					—	
	計						—	
	申請地の取得理由							
申請地の耕作計画	区分	作付作物名				収入 — 支出	備考	
	申請地	田					—	
		畑					—	
		その他 ()					—	
計						—		

<p>申請地の管理 及び作業方法</p>	<p>① 耕起</p> <p>② 播種・植え付け</p> <p>③ 水管理</p> <p>④ 施肥・除草</p> <p>⑤ 病虫害防除</p> <p>⑥ 収穫</p> <p>⑦ 地元協力者</p>
<p>生産資材(苗・農機具 等) の購入方法</p>	
<p>収穫物の販売・ 流通の方法</p>	
<p>現加入農協名</p>	
<p>今後の農地取得計画</p>	
<p>申請地の周辺で 現に耕作している 農地等の状況</p>	

耕 作 証 明 書

(元号) 年 月 日

() 農業委員会会長 様

申請人 住所

氏名

下記のとおり耕作していることについて証明願います。

1 世帯員の農業従事状況等

(1) 農業従事状況

氏名	年齢	性別	続柄	職業	年間農作業従事状況	備考

※農地基本台帳等により確認する。

(2) 農機具の保有状況

種類	農業用自動車	耕うん機	田植機	コンバイン バインダー	乾燥機		
数量							

※農地基本台帳等により確認する。

2 所有、経営する農地等の面積

所有・区分 現況地目	所有地 m ²			借入地 m ²	
	自作地	貸付地	その他	現に耕作中の土地	その他
田					
畑					
樹園地					
計					
採草放牧地					

3 不耕作農地の保有の有無

ア 該当しない

イ 該当する

(その内訳)

所在	地番	地目		面積 (㎡)	不耕作の状況 ①	耕作の理由 ②
		登記簿	現況			
					ア・イ・ウ エ()	ア・イ・ウ エ()

※現地調査等により確認する。

不耕作の状況・理由

- ① ア すでに山林・原野化し、周囲の状況からみても復元不可能なもの
 イ 周囲の状況からみて非農地とすることには問題があり、かつ手を加えれば復元が可能な遊休・荒廃農地
 ウ 速やかに利用可能な遊休農地
 エ その他()
- ② ア 病気・けが等やむを得ない事情のため
 イ 耕作放棄等の人為的理由
 ウ 保全管理のため
 エ その他()

記 号 番 号
 (元号) 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

〇〇農業委員会会長

様式例第3-4号-1(農地所有適格法人、3条3項適用以外の場合の許可指令書)

〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって農地法第3条第1項の規定による許可申請があった農地(採草放牧地)についての の は別紙許可申請書のとおり許可します。

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長

(注)

- 1 様式中不要の文字は抹消し、本文には申請に係る権利の種類及び設定又は移転の別を記載する。
- 2 許可申請書(様式例第3-1号)を複写のうえ、指令書に添付すること。なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。

〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって農地法第3条第1項の規定による許可申請があった農地(採草放牧地)についての の は別紙許可申請書のとおり許可します。

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長

(条件)

農地等の権利の取得後においてその耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は許可を取り消す。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を福島県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(留意事項)

農地法第6条第1項の規定により、事業の状況等を記載した報告書(様式例第2-1号)を毎事業年度終了後3月以内に現に所有し、又所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する農地又は採草放牧地の所在地を管轄する農業委員会に提出しなければなりません。

(注)

- 1 様式中不要の文字は抹消し、本文には申請に係る権利の種類及び設定又は移転の別を記載する。
- 2 住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 許可申請書(様式例第3-1号)を複写のうえ、指令書に添付すること。なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。

〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって農地法第3条第1項の規定による許可申請があった農地(採草放牧地)についての の は別紙許可申請書のとおり許可します。

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長

(条件)

- 1 農地等の権利の取得後においてその耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は許可を取り消す。
- 2 農地法第3条第6項の規定により、許可後、毎年、その農地(採草放牧地)の利用状況について、様式第3-14号により当農業委員会会長に報告しなければならない。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を福島県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

- 1 様式中不要の文字は抹消し、本文には申請に係る権利の種類及び設定又は移転の別を記載する。
- 2 法人である場合においては、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 許可申請書(様式例第3-1号)を複写のうえ、指令書に添付すること。なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。

様式例第3-5号(不許可または却下指令書)

〇〇指令〇〇第 号

申請人 住所
氏名

(元号) 年 月 日付けをもって農地法第3条第1項の規定による許可申請があった農地(採草放牧地)についての の は、下記の理由により許可できません。(却下します。)

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長

記

1 当事者の氏名

譲渡人(設定者) 住所
氏名
譲受人(被設定者) 住所
氏名

2 許可できない土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積	備考
		登記簿	現況		

3 許可できない理由(却下する理由)

(教示)

- この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に

掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を福島県知事に提出して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

- 1 様式中不要の文字は抹消し、本文には申請に係る権利の種類及び設定又は移転の別を記載する。
- 2 法人である場合においては、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地法第3条第1項第13号の規定による届出書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

届出者(譲受人) 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

下記農地(採草放牧地)の(に)〇〇を〇〇したいので、農地法第3条第1項第13号の規定により届け出します。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所	備 考
譲渡人			
譲受人			

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	所有者 氏 名	所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合		備 考
	登記簿	現況			権利者の氏名	権利の種類、内容	

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(記載要領)

- 1 本文には所要の権利及び設定、移転の別を記載してください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の3の「権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載してください。

農地法第3条第1項第14号の2の規定による届出書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

届出者(譲受人)

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

譲受人

住所

氏名

下記農地(採草放牧地)に農地中間管理権を取得したいので、農地法第3条第1項第14号の2の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所	備考
譲渡人			
譲受人			

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	所有者 氏名	所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合		備考
	登記簿	現況			権利者の氏名	権利の種類、内容	

3 取得しようとする農地中間管理権の種別(以下のうち該当するものに印を付してください。)

- 賃借権
- 使用貸借による権利
- 所有権(農地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けにより取得するもの)

4 農地中間管理権の取得に係る契約の内容

(記載要領)

- 1 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 2 記の3の「取得しようとする農地中間管理権の種別」には該当する権利にレ点を記載してください。
- 3 記の4の「農地中間管理権の取得に係る契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載してください。

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

〇〇農業委員会会長

受 理 通 知 書

(元号) 年 月 日付で届出書の提出があった農地法第3条第1項第13号(第14号の2)の規定による届出についてはこれを受理し、(元号) 年 月 日にその効力が生じたので通知します。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
譲渡人		
譲受人		

2 土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	権利の種類	権利の設定又は 移転の別
	登記簿	現況			

3 届出書が到達した日

(元号) 年 月 日

(記載要領)

- 1 譲渡人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。
- 3 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
- 4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)正副2通を福島県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定状況

農業委員会名	
--------	--

区 域 名	設定面積(a)	設定基準	公示年月日
例 大字〇〇の区域	30a	規則第17条第1項	平成24年12月15日

- ※ 設定基準欄には、農地法施行規則第17条第1項又は第2項のいずれに基づいて設定したかを記入してください。
- ※ 複数の区域に設定した場合は、区域ごとに記入してください。
- ※ 行が足りない場合は、追加してください。

農地等の利用状況報告書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

住所
氏名

(元号) 年 月 日付け〇〇指令第〇〇号で農地法第3条第1項の許可を受けた農地(採草放牧地)について、下記のとおり報告します。

記

1 農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者の氏名等

氏名	住所

2 報告に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積)	生産数量	反収	備考
	登記簿	現況					

3 農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

5 業務執行役員又は重要な使用人の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 不要の文字は抹消してください。
- 2 報告書を提出する者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付してください。
- 3 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の3の「農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 5 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況(今後取り組む場合はその見込み)について記載してください。
- 6 記の5の「業務執行役員又は重要な使用人の状況」については、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員(耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人)の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

住所
氏名 様

〇〇農業委員会会長

農地法第3条の2第1項の規定による勧告書

貴方が農地法第3条の2第1項第〇号に該当することから、同項に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、同法第3条第1項の許可を取り消します
ので御留意願います。

記

1 農地(採草放牧地)の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)
	登記簿	現況	

2 勧告の理由

〇〇のため、農地法第3条の2第1項第〇号に該当します。

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

(元号) 年 月 日

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

〇〇指令〇〇第 号

住所

氏名

〇〇農業委員会会長

(元号) 年 月 日付け 指令第 号をもってした農地法第3条第3項の規定の適用を受けた同条第1項の許可について、同法第3条の2第1項第1号(第2号)に該当することから下記により当該許可を取り消します。

記

1 当事者の住所、氏名

譲渡人(設定者) 住所

氏名

譲受人(被設定者) 住所

氏名

2 許可を取り消す農地等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 農地法第3条の2第1号(第2号)に該当する事由

(記載要領)

- 1 本文には取り消しの対象となる許可の指令書の日付・番号を記載する。
- 2 法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)正副2通を福島県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

住所
氏名

下記農地(採草放牧地)について、 により を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届け出します。

記

1 権利を取得した者の氏名等

氏名	住所

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 権利を取得した日

(元号) 年 月 日

4 権利を取得した事由

5 取得した権利の種類及び内容

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

(記載要領)

- 1 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の4の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 5 記の5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
- 6 記の6の「農業委員会におけるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。

届出者 住所
氏名

〇〇農業委員会会長

受 理 通 知 書

(元号) 年 月 日付で届出書の提出があった農地法第3条の3第1項の規定による届出についてはこれを受理したので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 権利を取得した者として届出があった者の氏名等

氏名	住所

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理したので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。

農地法第18条第1項の規定による許可申請書

(元号) 年 月 日

福島県知事

(()農業委員会会長)

申請者 住所
氏名

下記土地について賃借権の(解除・解約の申し入れ・合意による解約・更新をしない旨の通知)をしたいので、農地法第18条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者の別	氏名	住所	備考
賃貸人			
賃借人			

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	利用状況	耕作(利用)年数
	登記簿	現況			

3 賃貸借契約の内容 別紙賃貸借契約書写しのとおり

4 賃貸借の〇〇をしようとする事由の詳細

5 賃貸借の〇〇をしようとする日 (元号) 年 月 日

6 土地の引渡しを受けようとする時期 (元号) 年 月 日

7 賃借人の生計(経営)の状況及び賃貸人の経営能力

(1) 土地の状況

		賃貸人			賃借人		
		自作地	借入地	貸付地	自作地	借入地	貸付地
農地の面積	田						
	畑						
	計						
		賃貸人			賃借人		
採草面放積地の	貸付地以外の所有地						
	借入地						
	貸付地						
備考		山林	a、宅地	m ²	山林	a、宅地	m ²

(2) 土地以外の資産状況

項目		賃貸人	賃借人
所有大農機具の種類とその数量	種類		
	数量		
飼養家畜の種類とその頭羽数	種類		
	数量		
その他			
固定資産税額			
市町村民税の所得決定額			

(3) 世帯員(構成員)の状況

		賃貸人			賃借人		
世帯員(構成員)氏名 (15歳以上のもの)							
性別							
年齢							
世帯員(構成員)就業等の状況(○印を付す)	農業従事者						
	農業以外の業務を兼ねるもの						
	農業外の職業従事者						
	農地法第2条第2項該当者						
	常時出稼者						
備考		年雇(常雇) 男 人、女 人 臨時雇年延 男 人、女 人 15歳未満の世帯員(構成員) 男 人、女 人			年雇(常雇) 男 人、女 人 臨時雇年延 男 人、女 人 15歳未満の世帯員(構成員) 男 人、女 人		

8 賃借権の解約に伴い支払う給付の種類等

土地の別	離作料支給 土地の面積	毛上補償		離作補償		代地補償		備考
		10a当たり	総量	10a当たり	総量	地目	面積	
農地	田							
	畑							
採草放牧地								

9 信託事業に係る信託財産

--

(記載要領)

- 1 本文、記の4及び5には、「解除」等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「申請者」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、記の1の「賃貸借の当事者の氏名等」の備考欄に主たる業務の内容を記載してください。
- 3 記の3の「賃貸借契約の内容」は様式どおり「別紙賃貸借契約書写しのとおり」と記載し、賃貸借契約書の写しを添付しますが、賃貸借契約のない場合には賃貸借契約の時期、契約の期間、年額の借賃(借賃として定額の金銭以外のものを定めている場合にはそのものを金銭に換算した額を併記します。)、土地改良費、修繕費、その他の負担区分等の契約の内容につき詳細に記載してください。
- 4 記の7(2)は、現に使用等しているものについて記載し、その性能等をできる限り詳細に記載してください。また法人にあつては固定資産税額、市町村民税の所得決定額は、法人について課される額を記載し、その他として法人税、事業税について記載してください。
- 5 記の9は、信託事業に係る信託財産について行われる場合には、信託による貸付終了年月日を、また、その賃貸借がその信託財産に係る信託の引き受け前から既に終了していた場合には、その賃貸借の開始年月日、信託契約を行なつた年月日及び信託契約終了年月日を記載してください。

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会

土地の区分	農地	採草放牧地	申請提出期限 当否判定	申請受付	(元号) 年 月 日	市町村農業委員会の意見	決定・(元号) 年 月 日		
目的区分	耕作目的	転用目的		相手方通知予定	(元号) 年 月 日		却下	不許可	
申請区分	合意	賃貸人		賃借人	契約期間満了		(元号) 年 月 日	第2項第1号該当	
					土地引渡希望		(元号) 年 月 日	第2号該当	第4条第5条意見提出 (元号) 年 月 日 意見書第 号
			期間の定めのあるもの		同左一時賃貸		期間の定めのないもの		第3号該当
解除				当 否	当 否		当 否	第4号該当	
解約							第5号該当		
更新拒絶							第6号該当		
条件を変更しなければ更新拒絶							無条件許可	条件付許可	

		申請書の申述する事実	相手方の見解	農業委員会の事実認定と意見	
第18条第2項該当審査事項	第1号				
	第2号				
	第3号	賃借人の相当の生活の維持が困難とならないか			
		賃貸人は第三者に賃貸又は売却するおそれはないか			
		賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの能力と技術が十分にあるか			
		賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか			
	第4号				
	第5号	農地所有適格法人の要件を欠いていないか			
		賃貸人は第三者に賃貸又は売却するおそれはないか			
		賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの技術があるか			
賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか					
第6号					
(備考)					

意見決定の理由、許可の場合の条件	意見決定上問題となった事項	知事の決定 (元号) 年 月 日 (指令第 号)			
		許可 一部許可	無条件 条件付	却下	不許可
		指令接受 (元号) 年 月 日			
		本人通知 (元号) 年 月 日			

福島県農業会議の見解

(記載要領)

- 1 「土地区分」「目的区分」「申請提出期限」「農業委員会の意見」欄については該当するものに○を付し、申請区分については該当欄に○を付す。
- 2 「第18条第2項の該当審査事項」の「備考」欄には、申請当事者の一方が農地所有適格法人である場合には、当該農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった年月日又は賃貸人が農地所有適格法人の構成員でなくなった年月日若しくはその常時従事者でなくなった年月日を、信託事業に係る信託財産について行われる場合には信託による貸付終了年月日を、またその賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存在していた場合には、その賃貸借の開始年月日、当該農地について信託契約を行つた年月日及び信託契約終了年月日を記載する。

調 査 書

調 査 年 月 日		(元号) 年 月 日	
項 目		貸貸人	賃借人
住 所 ・ 氏 名			
職 業			
耕 作 面 積		田 m ² 畑 m ² 計 m ²	田 m ² 畑 m ² 計 m ²
家 族 構 成		人中 就農 人	人中 就農 人
市町村民税所得決定額		(内訳:農業所得 円 円 その他 円)	(内訳:農業所得 円 円 その他 円)
申 請 面 積		田 m ² 畑 m ² 計 m ²	
申 請 様 式		① 連名	② 貸貸人単独 ③ 賃借人単独
農 業 委 員 会 意 見		許可	一部許可 不許可 意見決定無
調 査 結 果	意 見	許可(該当号1、2、3、4、5)	一部許可 不許可
	内 容	合意	
		代替地	
		離作料	
		信義違反	
その他			
摘 要	別紙のとおり		

別紙

1 当事者の農業経営及び生計の内容

--

2 貸借借の内容

(1) 当初貸貸人

賃借人

	賃貸人	賃借人
水 稲	kg (俵)	kg (俵)
畜 産	牛乳 キロリットル 養豚 頭 養鶏 頭	牛乳 キロリットル 養豚 頭 養鶏 頭
果樹・特用作物		
野菜・園芸		
その他		
兼業収入	男 歳 職業 日 円	男 歳 職業 日 円
	女 歳 職業 日 円	女 歳 職業 日 円

(2) 現状貸貸人

賃借人

(3) 耕作の始期

(4) 現契約期間 自 (元号) 年 月 日 至 (元号) 年 月 日

(5) 特約事項

(6) 賃借料滞納の有無及び内容

--

3 当事者の主張内容

(ア) 賃貸人

--

(イ) 賃借人

--

4 総合意見

--

福島県指令〇〇第 号

住所
氏名

(元号) 年 月 日付けをもつて農地法第18条第1項の規定による許可申請のあつた農地(採草放牧地)の賃貸借の〇〇については、下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
(() 農業委員会会長)

記

1 当事者の氏名等

賃貸人 住所
氏名
賃借人 住所
氏名

2 許可する土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 条件

(記載要領)

- 1 本文には「解除」等該当する用語を記載する。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 条件付きの許可をする場合には、「条件」の後に教示を記載する。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を農林水産大臣(福島県知事)に提出して審査請求をすることができます。【なお、審査請求書は、なるべく東北農政局長(仙台市青葉区本町3丁目3番1号)を経由して提出して下さい。】
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県(〇〇市町村)を被告として(訴訟において福島県(〇〇市町村)を代表する者は知事(農業委員会)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注) 権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換え、【 】内は削る。

福島県指令〇〇第 号

住所

氏名

(元号) 年 月 日付けをもつて農地法第18条第1項の規定による許可申請のあつた農地(採草放牧地)の賃貸借の〇〇については、下記の理由により許可しません。(却下します。)

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
(() 農業委員会会長)

記

1 当事者の氏名等

賃貸人 住所
氏名
賃借人 住所
氏名

2 許可できない土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 許可できない理由(却下する理由)

(教示)

- この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を農林水産大臣(福島県知事)に提出して審査請求をすることができます。【なお、審査請求書は、なるべく東北農政局長(仙台市青葉区本町3丁目3番1号)を経由して提出して下さい。】
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県(〇〇市町村)を被告として(訴訟において福島

県〈〇〇市町村〉を代表する者は知事〈農業委員会〉となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換え、【 】内は削る。

(記載要領)

- 1 本文には「解除」等該当する用語を記載する。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地法第18条第1項第4号(第5号)の規定による届出書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

住所

氏名

(第18条第1項第4号の場合)

下記農地(採草放牧地)について、農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けて設定された賃借権を解除するので、同法第18条第1項第4号の規定により届け出ます。

(第18条第1項第5号の場合)

下記農地(採草放牧地)について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の定めるところによって設定された賃借権を解除するので、農地法第18条第1項第5号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 賃貸借契約の内容

4 解除しようとする賃貸借の目的となっている土地が適正に利用されていない状況の詳細

5 賃貸借を解除しようとする日

(元号) 年 月 日

6 土地の引渡しの時期

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。

住所
氏名 様

〇〇農業委員会会長

受 理 通 知 書

(元号) 年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第18条第1項第4号(第6号)の規定による賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し、(元号) 年 月 日にその効力が生じたので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 届出書が到達した日

(元号) 年 月 日

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。
- 3 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、

様式本文中「これを受理し、(元号) 年 月 日にその効力が生じたので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。

4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

(教示)

1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)に記載しなければなりません。)正副2通を福島県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農地法第18条第6項の規定による通知書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

通知者 (賃貸人) 住所
氏名
(賃借人) 住所
氏名

下記土地について賃貸借の〇〇をしたので、農地法第18条第6項の規定により通知します。
記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
賃貸人		
賃借人		

2 土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	台帳	現況		

3 賃貸借契約の内容

4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細

5 賃貸借の解約の申入れ等をした日

賃貸借の解約の申入れをした日 (元号) 年 月 日
 賃貸借の更新拒絶の通知をした日 (元号) 年 月 日
 賃貸借の合意解約の合意が成立した日 (元号) 年 月 日
 賃貸借の合意による解約をした日 (元号) 年 月 日

6 土地の引渡し新时期

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 本文には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等該当する用語を記載してください。
(合意解約の場合は「通知者氏名」のところに当事者双方が連署してください。)
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を

それぞれ記載してください。

- 3 記の3の「貸借契約の内容」については、別紙貸借契約書の写しのとおり記載し、貸借契約書の写しを添付してください。
- 4 記の5の「貸借の解約の申入れ等をした日」については、該当事項にその年月日を記入しますが、合意解約の場合にあつては、その合意が成立した日及びその合意による解約をした日の双方に記載してください。

農地の賃貸借の合意解約書

下記農地についての賃貸借契約を(元号) 年 月 日付けで合意解約し、賃借人は賃貸人に対し、(元号) 年 月 日までに土地を引き渡すこととします。

(元号) 年 月 日

(賃貸人) 住所
氏名 印

(賃借人) 住所
氏名 印

1 合意解約した土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

2 合意解約が成立した日 (元号) 年 月 日

農地(採草放牧地)賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。
この契約書は、2通作成し賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持する。

(元号) 年 月 日

賃貸人(以下甲という。) 住所
氏名 印
賃借人(以下乙という。) 住所
氏名 印

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

- (1) 賃貸借の期間は、(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで〇〇年間とする。
- (2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

4 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

5 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

6 修繕及び改良

- (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
- (2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。
- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

7 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。

- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。
- 8 目的物の返還及び立毛補償
- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
- (2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。
- 9 この賃貸借契約に附随する権利又は義務
- 10 契約の変更
- 契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。
- 11 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 5 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。

- 6 経費の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 7 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 8 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備考
大字	字	地番	地目 (種類)	面積 (数量)	単位当たり 金額	総額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の 費用に関する支払区分 の内容	賃借人の支払額についての 賃貸人の償還すべき額及び 方法	備考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

農地(採草放牧地)賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。
この契約書は、2通作成し賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持する。

(元号) 年 月 日

賃貸人(以下甲という。) 住所
氏名 印
賃借人(以下乙という。) 住所
氏名 印

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

- (1) 賃貸借の期間は、(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで〇〇年間とする。
- (2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

4 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

5 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

6 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限り、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

7 修繕及び改良

- (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
- (2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。
- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

8 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

9 目的物の返還及び立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
- (2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。
- (3) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。

10 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

11 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

12 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適當な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第32条第1項第1号に該当する場合等とします。
- 5 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 6 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 7 経費の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 8 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 9 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備考
大字	字	地番	地目 (種類)	面積 (数量)	単位当たり 金額	総額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び借借人の 費用に関する支払区分 の内容	借借人の支払額についての 賃貸人の償還すべき額及び 方法	備考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

和 解 の 仲 介 申 立 書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会 御中

申立人 住所
氏名

1 相手方の住所及び氏名

2 紛争に係る農地等の表示

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	台帳	現況		

3 申立ての趣旨

4 紛争の経過の概要

5 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 和解の結果によっては利害関係を有する者が生ずることがあるので、このような利害関係を有する者があると考えられる場合には、その者の氏名及び住所(法人である場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに利害関係を5の「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

和 解 の 仲 介 申 立 調 書

(元号) 年 月 日

- 1 申立ての年月日
- 2 申立人の住所及び氏名
- 3 相手方の住所及び氏名
- 4 紛争に係る土地の表示
- 5 申立ての趣旨
- 6 紛争の経過の概要
- 7 その他参考となるべき事項

以上は、申立ての内容に相違ありません。

申立人	住所
	氏名
調書作成者	住所
	氏名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

様式例第6-3号

委 任 状

私は、(住所) (氏名)を代理人と定め、
農地法第25条の規定による和解の仲介の申立てに関する一切の件を委任します。

(元号) 年 月 日

住所

氏名

印

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

申立人(被申立人) 住所
氏名 様

〇〇農業委員会会長

和 解 の 仲 介 の 開 始 通 知 書

下記1に記載する和解の仲介の申立てに係る紛争事件について、その和解の仲介を行なうこととし、農地法第25条第2項の規定に基づきその仲介委員を下記2のとおり指名したので通知します。

なお、今後、この事件に係る仲介手続きは、同法第25条第2項の規定により仲介委員が行なうこととなりますから、御了知ください。

記

- 1 事件名及び当事者の氏名
(元号)〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件
申 立 人 氏名
被 申 立 人 氏名

- 2 指名した仲介委員の氏名
農 業 委 員 氏名
" 氏名
" 氏名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

福 島 県 知 事

〇〇農業委員会会長

和 解 の 仲 介 の 開 始 通 知 書

下記1に記載する和解の仲介の申立事件について、その和解の仲介を行なうため、
下記2のとおり仲介委員を指名したので、通知します。

記

- 1 事件名及び当事者の氏名
(元号)〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件
 申 立 人 氏名
 被 申 立 人 氏名

- 2 指名した仲介委員の氏名
 農 業 委 員 氏名
 " 氏名
 " 氏名

- 3 紛争の概要
(別紙申立書写しのとおり)

- 4 その他参考となるべき事項

(記載要領)

法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

同 意 書

申立人 住所
氏名
相手方 住所
氏名

上記の者を当事者とする農地法第25条の規定に基づく 農業委員会(元号) 年仲介
第 号 請求事件は、これを知事の仲介に移送することに同意します。

(元号) 年 月 日

申立人 氏名

〇〇農業委員会会長 様

(元号) 年 月 日

申立人(被申立人、参加人)

住所

氏名 様

〇〇農業委員会

仲介委員氏名

和解の仲介期日等の通知書

(元号)〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件(申立人〇〇、被申立人〇〇)に係る和解の仲介を、下記により行ないますので、御出席願います。

なお、やむをえない理由により当日出席出来ないときは、代理人を出席させることも可能ですが、この場合には代理権を証する書面を提出してください。

記

1 和解の仲介の期日

(元号) 年 月 日 時より

2 和解の仲介を行なう場所

3 その他必要な事項

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(元号) 年 月 日

福島県小作主事

〇〇農業委員会
仲介委員氏名

和解の仲介期日等の通知書

(元号)〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件(申立人〇〇、被申立人〇〇)に係る
和解の仲介を、下記により行ないますので、通知します。

記

- 1 和解の仲介の期日
(元号) 年 月 日 時より
- 2 和解の仲介を行なう場所
- 3 その他必要な事項

委 任 状

私は、(住所) (氏名) を代理人と定め、
農地法第25条の規定に基づく〇〇農業委員会(元号) 年仲介第 号
請求事件の和解に関する一切の件を委任します。

(元号) 年 月 日

住所

氏名

印

和 解 調 書

事件の表示	〇〇農業委員会	(元号) 年仲介第 号	請求事件
当事者	住所 申 立 人 氏名 住所 被 申 立 人 氏名		
参加人	住所 氏名		
期 日	(元号) 年 月 日 午前・午後 時		
場 所			
出席者	申 立 人 氏名 被 申 立 人 氏名 参 加 人 氏名		
仲介委員	(仲介主任) (委 員) (委 員)	小作主事	(所属) (氏名)

本事件について、当事者双方は以下のとおり和解した。

和解事項

- 1
- 2
- 3

以上の事項を関係人に読み聞かせ確認したところ、これを承諾した。

(元号) 年 月 日

申 立 人	氏名
被 申 立 人	〃
利 害 関 係 人	〃
仲 介 委 員	〃
仲 介 委 員	〃
仲 介 委 員	〃
農 業 委 員 会 事 務 局	〃
小 作 主 事	〃

(別紙) 目録

(記載要領)

- 1 事件番号及び事件名は、様式例第6-15号による和解の仲介申立簿に基づいて記載する。
- 2 期日は和解成立の年月日とし、時刻は和解仲介の開始時刻を記載する。
- 3 場所は、具体的に(例えば〇〇農業委員会会議室)と記載する。
- 4 和解条項は、当事者の権利義務に関する事項を正確かつ明瞭に表示する。
- 5 物件目録は別紙を設けてその土地等の所在、地番、地目、面積又は数量を記載する。
- 6 和解調書に訂正事項がある場合は、調書欄外に訂正内容を記載し(例えば、○字抹消、○字加入等)その箇所に仲介主任及び紛争当事者が訂正印を押印すること。
- 7 和解調書が2葉以上になる場合は、各葉間に仲介主任及び紛争当事者双方が割印すること。
(調書目録についても同じ)
- 8 当事者及び利害関係人等から謄本の交付申請があったときは、本調書に基づいて交付する。

(元号) 年 月 日

申立人(被申立人、参加人)

住所

氏名 様

〇〇農業委員会

仲介委員氏名

和解の仲介の打切決定通知書

下記に記載する和解の仲介事件について、和解の仲介を行なってきましたが、当事者間に相当と認められる内容で合意が成立する見込みがないと認められるので、和解不成立として事件を打ち切ることに決定しましたので、通知します。

記

(元号) 年仲介第 号 請求事件

申立人 氏 名

被申立人 氏 名

参加人 氏 名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(元号) 年 月 日

被申立人(参加人)

住所

氏名

様

〇〇農業委員会

仲介委員氏名

和解の仲介申立の取下通知書

下記に記載する和解の仲介事件について、その申立人から和解の仲介の申立ての
取下げがありましたので、通知します。

記

(元号) 年	仲介第	号	請求事件
			申立人氏名
			被申立人氏名
			参加人氏名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の
氏名をそれぞれ記載する。

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

福 島 県 知 事

〇〇農業委員会会長

和 解 の 仲 介 結 果 通 知 書

下記1に記載する和解の仲介の申立事件について、和解の仲介が終了したので、その結果を通知します。

記

- 1 事件名及び当事者の氏名
(元号)〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件
申 立 人 氏 名
被 申 立 人 氏 名
参 加 人 氏 名
- 2 和解の仲介の終了の期日
(元号) 年 月 日
- 3 和解の仲介結果
和解の成立(又は和解不成立若しくは取下げ)

(記載要領)

- 1 当事者が法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 2 和解成立の場合には、和解調書(様式例第6-11号)の写しを添付する。

和 解 の 仲 介 申 立 簿

事 件 番 号	(元号) 年仲介第 号
申 立 年 月 日	(元号) 年 月 日
事 件 名	
申 立 人 の 住 所 氏 名	
被 申 立 人 の 住 所 氏 名	
参 加 人 の 住 所 氏 名	
仲 介 委 員 の 氏 名	
仲 介 の 結 果	
備 考	

(記載要領)

- 1 事件番号は、暦年ごとに一連番号とする。
- 2 事件名は、その申立ての趣旨により「貸付地返還請求事件」「耕作権確認請求事件」等と記載する。
- 3 「仲介の結果」欄には、仲介終了の年月日とその結果を、「和解成立」、「和解不成立」及び「取下げ」の区分により記載する。
- 4 その申立てに係る紛争が農地法第25条に規定する要件を欠くと認められ、農業委員会会長が仲介を行なわない旨を決定したときは、「仲介の結果」欄に、その決定の年月日及び「却下」と記載する。
- 5 農業委員会が福島県知事に対して農地法第25条第1項ただし書の申出をしたときは、「仲介の結果」欄に、その申出の年月日及び「知事へ移送」と記載する。
- 6 仲介委員の交替、仲介途中において「知事へ移送」したときには所要事項を「備考」欄に記載する。

和 解 の 仲 介 記 録 簿

1 事件の概要

事 件 番 号	(元号) 年仲介第 号
申 立 年 月 日	(元号) 年 月 日
申立人の住所及び氏名	住所 氏名
相手方の住所及び氏名	住所 氏名
紛 争 の 概 要	

2 申立に対する処理

受 理	当事者への開始通知	(元号) 年 月 日		
	知事への開始通知	(元号) 年 月 日		
	仲介委員名	(仲介主任)		
知事への申出	申出年月日	(元号) 年 月 日	理由	
却 下	理由			

3 仲介の経過

期日・場所	出席者		仲介の概要
年月日 (場所)	仲介委員		
	当事者	申立人	
		相手方	
	利害関係人		
年月日 (場所)	仲介委員		
	当事者	申立人	
		相手方	
	利害関係人		
年月日 (場所)	仲介委員		
	当事者	申立人	
		相手方	
	利害関係人		

4 小作主事の意見(小作主事の意見を求めた場合のみ記載する)

意見聴取年月日	(元号) 年 月 日
小作主事の所属氏名	
意見方法	口頭・書面・その他
意見要旨	

5 仲介結果

和解成立・和解不成立・取下	内容	
---------------	----	--

6 知事への結果通知年月日 (元号) 年 月 日

(記載要領)

- 1 1の「事件の概要」を申立書で代える場合は、事件番号のみ記載する。
- 2 2の「申立に対する処理」が「知事への申出」及び「却下」の場合は、3以下の記載は不要である。
- 3 4の「小作主事の意見」は、書面により意見が述べられたときは、記載を省略して差し支えない。
なお、意見書を本記録簿に整理して保管する。

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

申立人(被申立人)

住所

氏名

様

福島県知事

印

和 解 の 仲 介 の 開 始 通 知 書

〇〇農業委員会から申出のあった下記1に記載する和解の仲介事件について、農地法第28条第2項の規定に基づき、担当小作主事を下記2のとおり指定して和解の仲介を行なわせることとしましたので、通知します。

なお、今後の仲介手続は担当小作主事が行なうこととなりますので、御了知ください。

記

1 事件名及び当事者の氏名

(元号)〇〇年福島県〇〇農林仲介第〇〇号〇〇請求事件

申 立 人 氏名

被 申 立 人 氏名

2 指定した担当小作主事の氏名

小 作 主 事 氏名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

※農業担い手課受付	※農林事務所受付	※農業委員会受付

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

(元号) 年 月 日

福 島 県 知 事
 (() 農業委員会会長)

記

1 申請者の氏名、住所及び職業

氏 名	職 業	現 住 所

(様式例第8-1号-2)

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名

郡市町村名				地目		面積(m ²)	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・都市計画区域外の別
大字・字	地番	登記簿	現況							
計		筆			m ² (田		m ² 、畑		m ²)	

3 転用計画

(1) 転用事由の詳細	用途	事由の詳細				
(2) 事業の操業期間 又は施設の利用期間	(元号) 年 月 日から 年間 (一時転用の場合:(元号) 年 月 日から 月間)					
(3) 転用の時期及び 転用の目的に係る事業 又は施設の概要	工事計画	工事期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日 (許可日)			
		名称	棟数	建築面積㎡	所要面積㎡	備考
	土地造成					開発区域内併用地面積を含む。
	建築物					〃
	小計					
	工作物					開発区域内併用地面積を含む。
	小計					
	計					

4 資金調達についての計画

収入		支出	
自己資金		用地費	
借入金		造成費	
補助金		建築費	
()		()	
()		()	
計		計	

5 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要

土砂の流出等の災害を防止するための措置:

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置:

周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照等)に支障を及ぼさないための措置:

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

1 「申請者の氏名、住所及び職業等」

- (1) 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- (2) 代理人が申請の手続きを代理して行う場合は、余白に「代理人」として、「行政書士の氏名、職業(行政書士)、事務所の所在地」を記載してください。

2 「許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名」

- (1) 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては、普通畑、果樹園、桑園、牧草地又はその他の別を記載してください。
- (2) 「市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・都市計画区域外の別」欄には、申請地が都市計画法による市街化区域(用途区域名を含む。)、市街化調整区域、非線引き内用途区域(用途区域名を含む。)、非線引き内用途区域外又は都市計画区域外のいずれかを記載してください。

3 「転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要」

災害(土砂の流出又は崩壊、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等)を防止するための措置、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置等周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照、通風、農道、ため池等)に支障を及ぼさないための措置を記述してください。

4 「その他参考となるべき事項」

- (1) 以前、転用許可を受けたが工事未完了案件がある場合には、転用許可日、工事の進捗状況、未完了の理由及び完了させる見込みを記述してください。
- (2) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

※農業担い手課受付	※農林事務所受付	※農業委員会受付

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

(元号) 年 月 日

福島県知事
 (()農業委員会会長)

記

1 申請者の氏名、住所及び職業

当事者の別	氏名	職業	現住所
譲受人 (被設定人)			
譲渡人 (設定人)			

【代理人】【行政書士の氏名、職業＝行政書士、事務所の所在地を記載すること。】

(様式例第8-2号-2)

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名

郡市町村名									
譲渡人 (設定人) の氏名	大字・字	地番	地目		面積 m ²	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調 整区域・非線引き区域・ 都市計画区域外の別
			登記簿	現況					
計		筆 面積 (田 m ² 、畑 m ²)							

3 転用計画

(1) 転用の目的	(2) 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細					
(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	(元号) 年 月 日から 年間 (一時転用の場合:(元号) 年 月 日から 月間)					
(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	工事期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日 (許 可 日)			
		名称	棟数	建築面積 m ²	所要面積 m ²	備考
	土地造成					開発区域内併用地面積を含む。
	建築物					”
	小計					
	工作物					開発区域内併用地面積を含む。
	小計					
計						

4 権利を設定・移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
	設定 移転			

5 資金調達についての計画

収入		支出	
自己資金		用地費	
借入金		造成費	
補助金		建築費	
()		()	
()		()	
計		計	

6 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

土砂の流出等の災害を防止するための措置： ----- ----- ----- -----
農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置： ----- ----- ----- -----
周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照等)に支障を及ぼさないための措置： ----- ----- ----- -----

7 その他参考となるべき事項

----- ----- -----

(記載要領)

1 「当事者の氏名、住所及び職業」

- (1) 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- (2) 代理人が申請の手続きを代理して行う場合は、余白に「代理人」として、「行政書士の氏名、職業(行政書士)、事務所の所在地」を記載してください。
- (3) 譲渡人が2人以上である場合等には別紙として作成し、様式例第8-2号-1と様式例第8-2号-2の間に綴り込んでください。

2 「許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名」

- (1) 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、牧草地又はその他の別、採草放牧地にあつては、主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- (2) 「10a当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては、採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- (3) 「市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・都市計画区域外の別」欄には、申請地が都市計画法による市街化区域(用途区域名を含む。)、市街化調整区域、非線引き内用途区域(用途区域名を含む。)、非線引き内用途区域外又は都市計画区域外のいずれかを記載してください。
- (4) 「譲渡人の氏名」欄は譲渡人の順に名寄せして記載してください。

3 「権利を設定・移転しようとする契約の内容」

権利の種類が複数ある場合は、複数段に記載してください。

4 「転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要」

災害(土砂の流出又は崩壊、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等)を防止するための措置、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置等周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照、通風、農道、ため池等)に支障を及ぼさないための措置を記述してください。

5 「その他参考となるべき事項」

- (1) 以前、転用許可を受けたが工事未完了案件がある場合には、転用許可日、工事の進捗状況、未完了の理由及び完了させる見込みを記述してください。
- (2) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第4条第1項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
() 農業委員会会長 ()

記

1 用途()

2 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
- (3) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23)を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。

3 注意事項

申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事(〇〇市町村農業委員会)に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項求人、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県(〇〇市町村)を被告として(訴訟において福島〇市町村)を代表する者は福島県知事(農業委員会)となります。)、処分の取消しの訴えを提することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

- 1 許可申請書(様式例第8-1号-1及び様式例第8-1号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。
なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。

- 2 権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換える。

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第4条第1項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
(() 農業委員会会長)

記

1 用途(特定建築条件付土地)

2 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) 許可に係る工事(住宅の建設工事を含む。)が完了するまでの間、当該許可の日から3月後及び1年ごとに当該工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
なお、報告には、①売買契約締結の状況、②建築請負契約締結の状況、③建築確認の状況、④土地の引渡し状況、⑤農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況等を
- (3) 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。
- (4) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。

3 注意事項

申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事(〇〇市町村農業委員会)に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項求人、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県(〇〇市町村)を被告として(訴訟において福島〇市町村)を代表する者は福島県知事(農業委員会)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

- 1 許可申請書(様式例第8-1号-1及び様式例第8-1号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。
なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。
- 2 権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換える。

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第4条第1項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印

記

1 用途()

2 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
- (3) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23)を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。

3 注意事項

申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)に記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、福島県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、仙台市青葉区本町3丁目3番1号 東北農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項に記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

許可申請書(様式例第8-1号-1及び様式例第8-1号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。
なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第4条第1項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印

記

1 用途(**特定建築条件付土地**)

2 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) **許可に係る工事(住宅の建設工事を含む。)が完了するまでの間、当該許可の日から3月後及び1年ごとに当該工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。**
なお、報告には、①売買契約締結の状況、②建築請負契約締結の状況、③建築確認の状況、④土地の引渡しの状況、⑤農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況等を
- (3) **農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。**
- (4) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23)を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。

3 注意事項

申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、福島県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、仙台市青葉区本町3丁目3番1号 東北農政局長に提出してください。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

許可申請書(様式例第8-1号-1及び様式例第8-1号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。
なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第4条第1項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
(() 農業委員会会長)

記

1 用途 ()

2 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) 申請書に記載された工事の完了の日までに、農地に復元すること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
- (4) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23)を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。
- (5) 事業の操業期間又は施設の利用期間 (元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日

3 注意事項

申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事(〇〇市町村農業委員会)に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県(〇〇市町村)を被告として(訴訟において福島県〇市町村)を代表する者は福島県知事(農業委員会)となります。)、処分の取消しの訴えを提することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

- 1 許可申請書(様式例第8-1号-1及び様式例第8-1号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。
なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。
- 2 権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換える。

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第4条第1項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事

印

記

1 用途()

2 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) 申請書に記載された工事の完了の日までに、農地に復元すること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
- (4) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23)を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。
- (5) 事業の操業期間又は施設の利用期間 (元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日

3 注意事項

申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)に記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、福島県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、仙台市青葉区本町3丁目3番1号 東北農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項に記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

許可申請書(様式例第8-1号-1及び様式例第8-1号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。
なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第5条第1項の規定による許可の申請下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
(() 農業委員会会長 ()

記

- 1 許可する権利の種類及び設定・移転の別 () の)
- 2 用途 ()
- 3 条件
 - (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
 - (2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)すること。又、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
 - (3) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23号)を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。

4 注意事項

申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事(〇〇市町村農業委員会)に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項に記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県(〇〇市町村)を被告として(訴訟において福島県〇市町村)を代表する者は福島県知事(農業委員会)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

- 1 許可申請書(様式例第8-2号-1及び様式例第8-2号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。
なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。
- 2 権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換える。

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第5条第1項の規定による許可の申請下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
(()農業委員会会長)

記

- 1 許可する権利の種類及び設定・移転の別 () の ()
- 2 用途 (特定建築条件付土地)
- 3 条件
 - (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
 - (2) 許可に係る工事(住宅の建設工事を含む。)が完了するまでの間、当該許可の日から3月後及び1年ごとに当該工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
なお、報告には、①売買契約締結の状況、②建築請負契約締結の状況、③建築確認の状況、④土地の引渡し状況、⑤農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況等を含む。
 - (3) 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。
 - (4) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23号)を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。

4 注意事項

申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事(〇〇市町村農業委員会)に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県(〇〇市町村)を被告として(訴訟において福島県〇〇市町村)を代表する者は福島県知事(農業委員会)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

- 1 許可申請書(様式例第8-2号-1及び様式例第8-2号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。
なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。
- 2 権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換える。

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印

記

- 1 許可する権利の種類及び設定・移転の別 (の)
- 2 用途 ()
- 3 条件
 - (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
 - (2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)すること。又、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
 - (3) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23号)を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。

4 注意事項

申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、福島県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、仙台市青葉区本町3丁目3番1号 東北農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項に記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

許可申請書(様式例第8-2号-1及び様式例第8-2号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。

なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印

記

- 1 許可する権利の種類及び設定・移転の別 () の)
- 2 用途 ()

3 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) 許可に係る工事(住宅の建設工事を含む。)が完了するまでの間、当該許可の日から3月後及び1年ごとに当該工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
なお、報告には、①売買契約締結の状況、②建築請負契約締結の状況、③建築確認の状況、④土地の引渡し状況、⑤農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況等を含む。
- (3) 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。
- (4) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23号)を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。

4 注意事項

申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)に記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、福島県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、仙台市青葉区本町3丁目3番1号 東北農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項に記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

許可申請書(様式例第8-2号-1及び様式例第8-2号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。

なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。

様式例第8-9号(法第5条・転用面積が40,000㎡以下の一時転用の場合の許可指令書)

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第5条第1項の規定による許可の申請下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
(()農業委員会会長)

記

1 許可する権利の種類及び設定・移転の別 () の)

2 用途 ()

3 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) 申請書に記載された工事の完了の日までに、農地(採草放牧地)に復元すること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)すること。又、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
- (4) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23号)を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。
- (5) 事業の操業期間又は施設の利用期間 (元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日

4 注意事項

申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事(〇〇市町村農業委員会)に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県(〇〇市町村)を被告として(訴訟において福島県〇市町村)を代表する者は福島県知事(農業委員会)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

- 1 許可申請書(様式例第8-2号-1及び様式例第8-2号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。
なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。
- 2 権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換える。

〇〇〇指令〇〇第 号

申請人 住所
氏名

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第4条第1項の規定による許可の申請は、下記の理由により許可できません。(却下します。)

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
(() 農業委員会会長)

記

1 許可できない(却下する)土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積	備考
		登記簿	現況		

2 許可できない理由(却下する理由)

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事(〇〇市町村農業委員会)に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査求人、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県(〇〇市町村)を被告として(訴訟において福島県(〇〇市町村)を代表する者は福島県知事(農業委員会)となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換える。

〇〇〇指令〇〇第 号

申請人 住所
氏名

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第4条第1項の規定による許可の申請は、下記の理由により許可できません。(却下します。)

(元号) 年 月 日

福島県知事 印

記

1 許可できない(却下する)土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積	備考
		登記簿	現況		

2 許可できない理由(却下する理由)

(教示)

1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、福島県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、仙台市青葉区本町3丁目3番1号 東北農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〇〇〇指令〇〇第 号

申請人 住所
氏名

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、下記の理由により許可できません。(却下します。)

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
(()農業委員会会長)

記

1 許可できない(却下する)土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積	備考
		登記簿	現況		

2 許可できない理由(却下する理由)

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事(〇〇市町村農業委員会)に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県(〇〇市町村)を被告として(訴訟において福島県〇市町村)を代表する者は福島県知事(農業委員会)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換える。

〇〇〇指令〇〇第 号

申請人 住所
氏名

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、下記の理由により許可できません。(却下します。)

(元号) 年 月 日

福島県知事 印

記

1 許可できない(却下する)土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積	備考
		登記簿	現況		

2 許可できない理由(却下する理由)

(教示)

- この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、福島県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、仙台市青葉区本町3丁目3番1号 東北農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農地法第4条第1項(第5条第1項)の規定による許可申請書に係る意見書

(元号) 年 月 日
 ○ ○ 農 業 委 員 会

申請に係る事項	申請者の住所等	譲受人	住所				氏名				
		譲渡人	住所				氏名 外名				
	申請土地	所在地番	外筆								
		地目別面積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²	
		10a当たり平均収穫高	田		畑		採草放牧地		その他		
申請に係る土地の所在する区域	市街化区域			市街化調整区域			その他の区域				
事業計画	用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)										
	工事計画	着工(元号) 年 月 日				完了(元号) 年 月 日					
農地転用に 関する 許可 基準 から みた 意見	農地の区分						申請条項				
	許可基準に定める農地の区分の該当事項						第4条	所有権に基づく転用	m ²		
	該当事項とした判断理由(申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)							その他()	m ²		
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	面積		甲種農地	第1種農地	その他	計	第5条	所有権移転	m ²	m ²
		割合							賃借権設定・移転	m ²	m ²
	検討事項		意見		意見決定の理由						
	1	農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由	適当	不適當							
	2	資力及び信用	適当	不適當							
	3	転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	あり	なし							
	4	申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確實	不確實							
	5	行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確實	不確實							
	6	農地以外の土地の利用見込み	確實	不確實							
7	計画面積の妥当性	適当	不適當								
8	宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性	適当	不適當								
9	周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	なし	あり								
10	農地の利用の集積への支障の有無	なし	あり								
11	一時転用である場合には、その妥当性	適当	不適當								
12	法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終了	未了								
				関連する農地法関連手続		手続きの状況					
				法第18条		合意解約	法第18条第6項通知書受領済	当事者協議中			
						その他	未受付	検討中	送付済		
						申請		(元号) 年 月 日			
						農業委員会受付		(元号) 年 月 日			
						意見決定		(元号) 年 月 日			
						知事に送付		(元号) 年 月 日			
						指令書接受		(元号) 年 月 日			
						知事の処分		許可	一部許可	不許可	
								条件付	無条件		
								(元号) 年 月 日			

特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内 計画区域外 (告示 年 月 日)			
	都市計画法第8条の地域地区の決定		地域地区の種類			
			決定なし			
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内 振興地域外 (告示 年 月 日)			
	農用地区域決定の有無		農用地区域内 農用地区域外 (決定 年 月 日)			
総合意見						
許可が相当と認められる場合に付すべき条件						

福島県農業会議への意見聴取の有無		有・無
意見の概要		

(記載要領)

- 「申請土地の所在する区域」、「意見」、「手続の状況」及び「知事の処分」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば第1種農地にあつては、「運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては、「運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
なお、農地区分の該当事項が運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のaの場合にあつては、基準の距離内の該当施設名を明記すること。(例:500m以内に○○小学校と△△医院、300m以内に□□駅)
- 検討事項の「5行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 検討事項の「11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令(条例を含む。)により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。
- 「福島県農業会議への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して福島県農業会議への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。また、「意見の概要」欄には、福島県農業会議への意見聴取を行った場合の福島県農業会議の意見の概要を記載する。

農地法附則第2項の規定による協議に係る事案の概要書

(元号) 年 月 日
 ○ ○ 農 林 事 務 所

申請者の住所等	譲受人	住所		氏名					
	譲渡人	住所		氏名 外名					
申請に係る土地	所在地番	外 筆							
	地目別面積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
	10a当たり平均収穫高	田	kg	畑	kg	採草放牧地	kg	当該市町村の平均	kg
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間			
	設定・移転								
農地の区分									
許可基準に定める農地の区分の該当事項									
該当事項とした判断理由(申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載する)									
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	農用地区域内農地	甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地の合計面積	(参考)全体面積		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	割合	%	%	%	%	%	100%		
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に係る面積	施行時期	申請地に係る土地改良財産			
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内		計画区域外(告示 年 月 日)				
	都市計画法第8条の地域地区の決定		地域地区の種類						
			決定なし						
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内		振興地域外(告示 年 月 日)				
	農用地区域決定の有無		農用地区域内		農用地区域外(決定 年 月 日)				
転 用 目 的									
転用目的に係る事業又は施設の概要		名 称	棟 数	建設面積	所要面積				
	土地造成				m ²				
	建築物		棟	m ²	m ²				
	小 計		棟	m ²	m ²				
	工 作 物		棟	m ²	m ²				
	小 計		棟	m ²	m ²				
合 計		棟	m ²	m ²					
転用事業実施の確実性の概要及び周辺の農地への被害防除措置等の妥当性の概要									
農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要									
許可条項及び説明									
付すべき条件									
協議に際して特記すべき事項									

記載要領

- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば第1種農地にあつては、「運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては、「運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のaの(a)」のように記載す
- 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」の欄については、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。
- 「協議に際して特記すべき事項」の欄については、許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

農地法第4条第1項(第5条第1項)の規定による許可申請書に係る意見書

(元号) 年 月 日

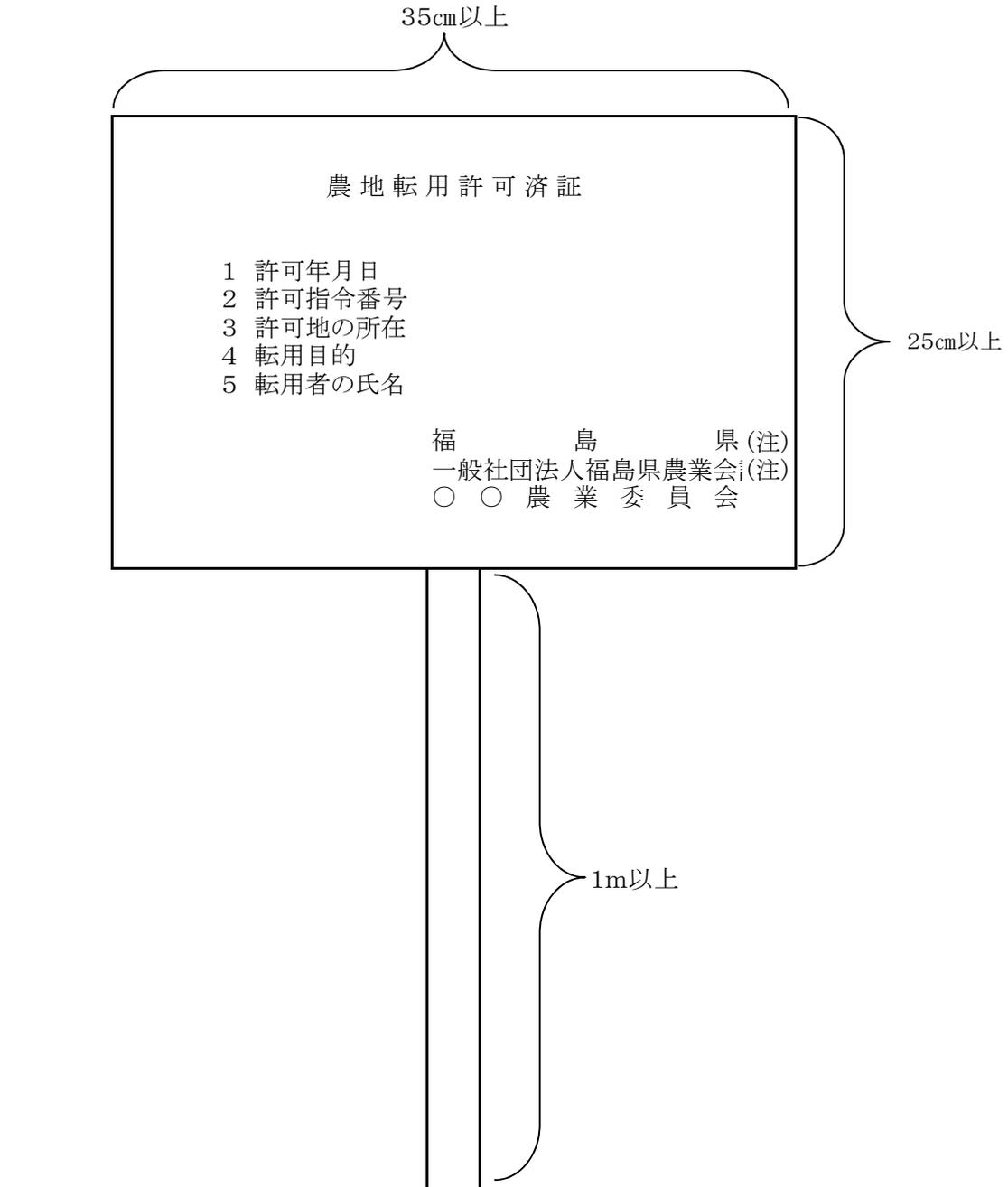
〇〇農林事務所

申請に係る事項等	申請者の住所等	譲受人	住所					氏名			
		譲渡人	住所					氏名			
	申請土地	所在地番									
		地目別面積	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	その他	㎡	
		10a当たり平均収穫高	田		畑		採草放牧地		その他		
		申請に係る土地の所在する区域	市街化区域			市街化調整区域			その他の区域		
	事業計画	用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)									
工事計画		着工(元号) 年 月 日				完工(元号) 年 月 日					
申請に係る権利の内容											
農地転用に関する許可基準から見た意見	農地の区分										
	許可基準に定める農地の区分の該当事項										
	該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載する)										
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合			甲種農地	第1種農地	第2種農地	その他	計			
			面積								
			割合								
	検討事項		意見及びその決定理由								
	1 農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合においてその農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由										
	2 資力及び信用										
	3 転用行為の妨げとなる 権利を有する者の同意状況										
4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性											
5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み											
6 農地以外の土地の利用見込み											
7 計画面積の妥当性											
8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性											
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無											
10 農地の利用の集積への支障の有無											
11 一時転用である場合にはその妥当性											
12 法令(条例を含む。)により義務付けされている行政庁との協議の進捗状況											

特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に係る面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内		計画区域外(告示 年 月 日)		
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類				
		決定なし				
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内		振興地域外(告示 年 月 日)		
	農用地区域決定の有無	農用地区域内		農用地区域外(決定 年 月 日)		
申請に係る土地とその他の土地利用計画等との関係						
総合意見						
許可が相当と認められる場合の付すべき条件						

(記載要領)

- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば第1種農地にあつては、「運用通知第2の1のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては、「運用通知第2の1のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
 なお、農地区分の該当事項が運用通知第2の1のエの(ア)のaの場合にあつては、基準の距離内の該当施設名を明記すること。(例:500m以内に〇〇小学校と△△医院、300m以内に□□駅 等)
- 「その他の土地利用計画等との関係」欄には、例えば、工場立地の調査等に関する法律に基づく工場適地等を記載する。
- 検討事項の「11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。)により協議先と定められた行政庁へ照会の上、当該協議を了したかどうかの別を含め意見を記載する。



(注) 意見聴取を行っていない場合は削ること。許可権者が農業委員会である場合「福島県」を削ること。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

届出者

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第8号の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所等	住所					職業			
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 ㎡	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
	計	㎡ (田		㎡、畑		㎡)			
3 転用計画	転用の目的								
	転用の時期	工事着工時期		(元号) 年 月 日					
		工事完了時期		(元号) 年 月 日					
転用の目的に係る事業又は施設の概要									
4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

(記載要領)

- 1 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」の欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。
- 2 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
- 3 代理人が届出の手続きを代理して行う場合は、余白に「代理人」として、「行政書士の氏名、職業(行政書士)、事務所の所在地」を記載してください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

譲受人 氏名
譲渡人 氏名

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項第7号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名		住 所			職 業		
	譲受人								
	譲渡人								
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 ㎡	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
	計	㎡(田		㎡、畑	㎡、採草放牧地	㎡)			
3 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期		権利の存続期間	その他			
4 転用計画	転用の目的				開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条の該当号				
	転用の時期	工事着工時期		(元号) 年 月 日					
		工事完了時期		(元号) 年 月 日					
	転用の目的に係る事業又は施設の概要								
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

(記載要領)

- 1 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」の欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」、及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の1及び2の欄には、「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、様式例第8-27号-1及び様式例第8-27号-2のとおりとします。
- 3 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
- 4 代理人が届出の手続きを代理して行う場合は、余白に「代理人」として、「行政書士の氏名、職業(行政書士)、事務所の所在地」を記載してください。

様式例第8-27号-1

(別紙1) 届出書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住 所	職 業
譲受人			
譲渡人			

(別紙2) 届出書の2の欄 届け出ようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地の所有者		耕作者	
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
計	筆	㎡ (田			㎡、畑			㎡、採草放牧地	㎡)

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

届出者名

〇〇農業委員会会長

受 理 通 知 書

(元号) 年 月 日付けをもって届出書の提出のあった農地法第4条第1項第7号(第5条第1項第6号)の規定による届出についてはこれを受理し、(元号) 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第3条第2項(第10条第2項)の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	氏名		住所		
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)
			登記簿	現況	
	権利の種類及び設定又は移転の別				
3 届出書が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					

(記載要領)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。
- 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付を記入する。

農地法第4条第8項の規定による協議書

(元号) 年 月 日

福島県知事
(()農業委員会会長)

協議者名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第8項の規定により協議します。

1	協議者の住所										
2	協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況	10a当たり普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
				登記簿	現況						
	計	m ² (田)		m ² 、畑		m ²					
3	(1) 転用事由の詳細	用途	事由の詳細								
	(2) 施設の利用期間	年 月 日から 年間									
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工 年月日から 年月日まで)				第2期	合計			
			名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積	
		土地造成									
		建築物									
小計											
工作物											
小計											
計											

4 予算措置等の状況	
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	
6 その他参考となるべき事項	

(記載要領)

- 1 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載する。
- 2 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 3 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

農 地 法 第 5 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 協 議 書

(元号) 年 月 日

福 島 県 知 事
(() 農 業 委 員 会 会 長)

協 議 者 名

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第4項の規定により協議します。

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名		住所				職業			
	譲受人										
	譲渡人										
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況	10a当たり 普通収穫高	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
			登記簿	現況				権利の種類	権利者の氏名又は名称		
計		㎡(田		㎡、畑		㎡)					
3 転用計画	(1) 転用の目的		(2) 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細								
	(3) 施設の利用期間		年 月 日から 年間								
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工 年月日から 年月日まで)				第2期	合 計			
			名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積	
		土地造成									
		建築物									
		小計									
工作物											
小計											
計											

4	権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
4		設定	移転			
5	予算措置等の状況					
6	転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要					
7	その他参考となるべき事項					

(記載要領)

- 1 譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、協議書の1及び2の欄には、「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとする。この場合の別紙の様式は、様式例第8-32号-1及び様式例第8-32号-2のとおりとします。
- 3 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の頭数を記載する。
- 4 「10a当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載する。
- 5 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 6 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

様式例第8-32号-1

(別紙1) 協議書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住 所	職 業
譲受人			
譲渡人			

様式例第8-32号-2

(別紙2) 協議書の2の欄 協議をしようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況	10a当たり 普通収穫高	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
			登記簿	現況				権利の種類	権利者の氏名又は 名称
計	筆	㎡ (田		㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡)	

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

提出先:

法定協議事前調整申出書								
申出年月日(元号) 年 月 日								
申出者名								
1	事業計画者	住所 担当者及び電話番号						
2	当該計画に係る事業目的				申出に係る権利			
3	候補地の概要	所在						
		位置	(最寄駅等主要目標よりの方向及び距離及び市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域の別)					
		地目別面積 (概要でも可) 及び生産状況	田(m ²)	畑(m ²)	小計(m ²)	採草放牧地(m ²)	その他(m ²)	合計(m ²)
			(生産状況)	(樹園地であるときは樹種及び生産状況)	/	(生産状況)	/	/
			候補地内に含まれる道路、水路等公共施設の種類の種類及び数量(概要)					
4	事業計画	建設計画	期別	第1期	第2期	～	～	合計
			期間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月			
			建物	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²
			工作物	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²
	取水排水計画	取水予定地		取水方法		取水日量	m ³	
		排水予定地		排水処理方法		排水日量	m ³	
	道路等関係施設計画							
5	当該土地を選定した理由、選定の経緯	別紙のとおり(別紙により具体的に選定の経緯及び理由を明らかにすること)						
6	候補地に関する土地改良事業	事業施行者	事業の種類			候補地に関する面積(m ²)		
7	候補地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内		計画区域外			
		都市計画法第8条の地域、地区の決定	地域地区の種類					
			決定なし					
8	本事業実施のため必要とされる法令に基づく許認可事項							

(記載要領)

- 1 「提出先」については、許可権者の名称を記載する。
- 2 「事業計画」欄は、本申出書作成時点で事業計画が策定されていない場合には、記載は要しない。

(添付書類)

- 1 事業計画地を表示(事業計画地の区画の取り方が二以上ある場合には、それぞれにつき表示)した縮尺1/10,000程度以上の図面(縮尺1/25,000以下の図面を用いるときは、そのほかに事業計画地周辺の事情が判読できる程度の見取図を添付する。)。
なお、図面には、次に掲げる事項を併せて明示する。
 - (1) 転用候補地に係る道路、水路等公共施設の位置
 - (2) 道路、排水路等の予定地、取水地点等
 - (3) 計画地の周辺(おおむね直径1kmの範囲)の住宅、工場等宅地化の状況を中心とした土地利用状況
 - (4) 都市計画法による市街化区域、市街化調整区域、用途地域及び都市計画街路の範囲
- 2 建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図(縮尺1/500～1/2,000)(申出書作成時点で建設計画が策定されていない場合には添付を要しない。)
- 3 その他参考となるべき資料

事 業 計 画 書

①	事業の必要性：（申請に係る事業を実施することの必要性を具体的に記入してください） ----- ----- -----																																															
②	土地の選定理由：（事業を実施する上で、申請地（農地）を選定せざるを得なかった理由を具体的に記入してください） ----- ----- -----																																															
③	転用行為の妨げとなる権利（法第3条1項本文に掲げる権利）を有する者の有無及びその者の同意状況： 有る・ない（○で囲む） ↳ 氏 名： ----- 権利の内容： ----- 同意状況： -----																																															
④	申請地に係る農地が土地改良区の地区内にある場合はその調整状況： ----- ----- ----- 特定土地改良事業等の内容： 有る・ない（○で囲む） ↳ （特定土地改良事業等の内容） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">事業の種類</th> <th style="width:20%;">事業施行者</th> <th style="width:15%;">施行面積</th> <th style="width:20%;">申請地に関する面積</th> <th style="width:10%;">施行時期</th> <th style="width:25%;">土地改良財産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	土地改良財産			ha	m ²																																					
事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	土地改良財産																																											
		ha	m ²																																													
⑤	土地の現況、土地利用計画及び計画面積の積算根拠： （土地の現況） 地目ごとに記載すること <table border="1" style="width:50%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">地目</th> <th style="width:70%;">面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">田</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">畑</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">宅地</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">山林</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">道路</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">水路</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">()</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">()</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td></td></tr> </tbody> </table> （土地利用項目積算根拠） <table border="1" style="width:50%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">土地利用項目</th> <th style="width:30%;">所要面積(m²)</th> <th style="width:40%;">計画概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ----- ----- -----	地目	面積(m ²)	田		畑		宅地		山林		道路		水路		()		()		計		土地利用項目	所要面積(m ²)	計画概要																						計		
地目	面積(m ²)																																															
田																																																
畑																																																
宅地																																																
山林																																																
道路																																																
水路																																																
()																																																
()																																																
計																																																
土地利用項目	所要面積(m ²)	計画概要																																														
計																																																

⑥	行政庁の免許、許可、認可等の状況及び処分の見込み(各法令毎に許認可処分庁における申請書受理年月日等の状況及びその処分の見込みを記述すること。)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">関係法令名</th> <th style="width: 25%;">処分権限庁</th> <th style="width: 25%;">処分権限庁收受日</th> <th style="width: 25%;">処分の見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	関係法令名	処分権限庁	処分権限庁收受日	処分の見込み																
関係法令名	処分権限庁	処分権限庁收受日	処分の見込み																			
⑦	法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議状況(各法令等毎に処分庁における届出の受理状況等を記述すること。)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">関係法令名</th> <th style="width: 25%;">処分権限庁</th> <th style="width: 25%;">届出の受理等年月日</th> <th style="width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	関係法令名	処分権限庁	届出の受理等年月日	備考																
関係法令名	処分権限庁	届出の受理等年月日	備考																			
⑧	農地以外の土地利用の見込み(所有者の同意状況等について記述すること。) 農地以外の土地が有る・ない(○で囲む) └─▶ 同意状況	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>																				
⑨	取水又は排水計画及び水利権者、漁業権者その他の関係権利者の同意状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">取水計画</td> <td style="width: 85%;"> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">排水計画</td> <td> (雨水) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> (汚水) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> </td> </tr> </table>	取水計画	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	排水計画	(雨水) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>		(汚水) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>														
取水計画	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>																					
排水計画	(雨水) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>																					
	(汚水) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>																					
⑩	申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み(許可の日より概ね1年以内に許可の目的に供されない場合に記述すること。):	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>																				
⑪	一時転用の場合における農地への復元方法等:	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>																				

営農型発電設備の設置に関する意見書

(元号) 年 月 日

〇〇市(町村)長 様

申請人(発電設備設置者) 住所
 氏名
 (営農者) 住所
 氏名

下記の農地に設置を予定している営農型発電設備について、貴職の意見を求めます。

記

1 土地の所在

所在	所有者の氏名	地目		面積 m ²
		登記簿	現況	
-----	-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----	-----

2 営農型発電設備を設置する理由

3 添付書類

- (1)案内図 (2)登記事項証明書(全部事項証明書)の写し (3)公図の写し (4)土地利用計画図
 (5)その他設備の概要等参考となる書類

上記の意見照会については、次のとおりです。

(意見あり ・ 意見なし) ※○で囲む。意見ありの場合は、下記に内容を記入する。

<意見内容>

(元号) 年 月 日

〇〇市(町村)長

(要領様式2)

営農型発電設備の下部の農地における営農計画書 及び当該農地における営農への影響の見込み書

作成年月日 (元号) 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____

設置者 氏名 _____
住所 _____

土地 所在・地番 _____

1. 営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要

	総面積 (㎡)			
		田	畑	樹園地
営農型発電設備の下部の農地面積				
上記の農地と一体として営農を行う農地面積				
合計				

(記載要領)

- 「営農型発電設備の下部の農地面積」は、当該設備の直下の農地及び当該設備により日陰が生じる農地の面積を記入してください。当該設備の直下の農地とは、当該設備の水平投影面積をいいます。また、当該設備により日陰が生じる農地とは、原則、夏至日の南中高度により生じる日陰が及ぶ農地をいいます。
なお、当該設備により日陰が生じる農地の面積が明らかではない場合には、当該設備の直下の農地面積のみを記載してください。
- 「上記の農地と一体として営農を行う農地面積」とは、営農型発電設備の下部の農地の存する一区画の農地のうち、下部の農地と一体的に営農を行う農地をいいます。

2. 営農型発電設備を計画している農地の営農計画

(1) 下部の農地における営農者の属性

営農者の属性	該当 (○)
ア 効率的かつ安定的な農業経営 (※1)	
イ 認定農業者 (※2)	
ウ 認定新規就農者 (※3)	
エ 将来法人化にして認定農業者になることが見込まれる集落営農	
オ アからエ以外の者	

※1 主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営

※2 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者

※3 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

(2) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積 (㎡)
1年目	-----	-----
2年目	-----	-----
3年目	-----	-----
4年目	-----	-----
5年目	-----	-----
6年目	-----	-----
7年目	-----	-----
8年目	-----	-----
9年目	-----	-----
10年目	-----	-----

(記載要領)

- ・ 「作付面積」は、営農型発電設備の下部の農地面積を記載してください。
- ・ 各年の「作付面積」の合計は、通常、1に記載した「営農型発電設備の下部の農地面積」と一致します。

(3) 営農に必要な農作業の期間

月	作付予定作物名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1年目	-----												
2年目	-----												
3年目	-----												
4年目	-----												
5年目	-----												
6年目	-----												
7年目	-----												

8年目														
9年目														
10年目														

(記載要領)

- ・ 作物ごとに栽培期間と代表的な作業の種別を記載してください。

(4) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・リースの別 (導入予定の場合 にはその旨)	寸法 (cm) (全長、全幅、全高)	備考

(記載要領)

- ・ 機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(5) 農作業に従事する者の農作業経験等の状況

農作業経験等 (農作業歴)	左のうち作付予定作物の農作業歴

(記載要領)

- ・ 「農作業経験等 (農作業歴)」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

3. 営農への影響の見込み

(1) 生育に適した日照量の確保

作付予定作物	生育に適した条件等 (日照特性等) 及び設計上生育に支障が生じない理由

(記載要領)

- ・ 作付予定作物に係る生育に適した条件 (陽性、半陰性、陰性等の日照特性等) を記載するとともに、営農型発電設備の設計 (遮光率等) が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を具体的に記載してください。

(2) 効率的な農作業の実施

ア 支柱

高さ (m)		間隔 (m)
最低地上高 :	最高地上高 :	

イ 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

--

(記載要領)

- ・ 営農型発電設備の支柱の高さ及び間隔、2の(4)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- ・ 農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、当該設備等の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備等の設置間隔、規模及び立地条件等からみて、当該設備の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さは記載する必要はありません。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(3) 下部の農地における営農

ア イ以外の場合

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み (A/B × 100 (%))	地域の平均的な 単収の根拠

イ 荒廃農地を再生利用する場合

作付予定作物	農地の利用の程度

(記載要領)

- ・ 荒廃農地を再生利用する場合はイを、それ以外の場合はアを記載してください。
- ・ 「単収見込み」は、2の(2)の「第1年目」の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。なお、地域の平均的な単収が存在しない作物を生産する場合には、自然条件に類似性のある他地域の平均的な単収を記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。
- ・ 「農地の利用の程度」は、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を記載してください。

営農への影響の見込みに関する意見書

(元号) 年 月 日

〇〇農林事務所農業振興普及部長 様
(〇〇農林事務所森林林業部長 様)

〇〇農林事務所企画部長

下記の者から申請のあった営農型発電設備の営農への影響の見込みについて、貴職の意見を求めます。

記

1 申請年月日
(元号) 年 月 日

2 申請者

	住 所	氏 名
発電施設設置者		
営 農 者		

上記の意見照会については、次のとおりです。

〇営農への影響の見込み

	意 見	いずれかに「〇」を記入
(1)	適切	
(2)	現時点での特段の不都合な点は見当たらない	
(3)	問題あり	

<問題ありの場合の理由> (「問題あり」の場合に記入すること)

※ 問題があると認められる場合の例
 ①当該地では育成が困難な作物の作付け ②栽培方法が明らかに不適切な場合 ③作物の性質上、日照量等が不十分であることが明らかである場合

(元号) 年 月 日

〇〇農林事務所農業振興普及部長
(〇〇農林事務所森林林業部長)

営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告書

(元号) 年 月 日

(〇〇農業委員会 経由)

福島県知事 様

(営 農 者) 住所

氏名

(発電設備設置者) 住所

氏名

(元号) 年 月 日付け〇〇指令第〇〇号で農地法第4条第1項(第5条第1項)の許可を受けた農地に係る営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況について、下記のとおり報告します。

記

1 許可を受けた土地の所在等

所在及び地番	地目	面積(m ²)
		()

2 営農型発電設備の下部の農地における農作業従事者の氏名等

氏 名	備 考

3 許可を受けた農地に係る営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況

ア イ以外の場合

作付作物	作付面積 (m ²)	単収 (kg/10a)	地域の平均的な単収 (kg/10a)	品質 (等級、糖度等)	遮光率 (%)	備考

イ 荒廃農地を再生利用した場合

作付作物	作付面積 (m ²)	農地の利用の程度	品質 (等級、糖度等)	遮光率 (%)	備考

<上記記載について知見を有する者の所見>

所見(該当する方に○をし、「所見あり」の場合は、その内容を記載する。)

所見あり・所見なし

確認年月日 (元号) 年 月 日

知見を有する者 所属

役職・氏名

連絡先

(留意事項)

- 1 収穫直前の、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。
なお、当該写真は、下部の農地全体の農作物の生育状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。
- 2 営農型発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください。(荒廃農地を再生利用した場合を除く。)
- 3 本資料は、許可した土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

(記載要領)

- 1 「1 許可を受けた土地等の所在等」の「面積」欄は、上段に①の面積を記載してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。
 - ① 許可を受けた営農型発電設備の支柱の基礎部分の面積(一時転用許可の対象面積)
 - ② 許可を受けた営農型発電設備の下部の農地面積
- 2 「2 営農型発電設備の下部の農地における農作業従事者の氏名等」について、農作業従事者の氏名を記入し、農作業従事者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付を行っている作物を記載してください。
- 3 「3 許可を受けた農地に係る営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のアの「単収」欄は、発電設備の下部の農地の単収を記載してください(作付面積全体の単収ではありません。)。また、出荷した場合には、出荷量を証する書面の写しを添付してください。
- 4 「3 許可を受けた農地に係る営農型発電設備の下部の農地における農産物の生産に係る状況」のアの「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。
なお、地域において比較する農地がない場合は、許可申請書に添付した「営農型発電設備の下部の農地における営農への影響の見込み書」に記載した「地域の平均的な単収」を記載してください。
- 5 「3 許可を受けた農地に係る営農型発電設備の下部の農地における農産物の生産に係る状況」のイの「農地の利用の程度」欄は、当該農地での農作物の生産の状況について、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。
- 6 「3 許可を受けた農地に係る営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のア及びイの「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型発電設備を設置していない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。
- 7 「3 許可を受けた農地に係る営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のア及びイの「遮光率」欄について、発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽光パネルの水平投影面積が占める面積を記載してください。
- 8 営農型発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合には、「備考」欄に販売量や売上高を記載してください。
- 9 自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の記載は必要ですので、ご注意ください。

(証明者に関する注意事項)

- 1 「知見を有する者」が農業委員会である場合は、農業委員会会長名で証明すること。
- 2 「知見を有する者」が普及指導員である場合は、農業振興普及部長名、森林林業部長名又は農業普及所長名で証明すること。

(要領様式5)

営農型発電設備の設置に関する情報

No	都道府県名	市町村名	適用条項 (4条・5条)	農地区分	個人・法人の別	許可年月			設備の概要					下部農地における営農の状況(1年目、2年目、・・・)				
						当初許可	許可期間	再許可 (有:○、無:×)	許可前に 荒廃農地 (該当:○)	タイプ (屋根or一本足)	設備の下部の 農地面積	パネルの面積	支柱の高さ	作付作物	作付面積	単収 (kg/10a)	地域の平均的な 単収(kg/10a)	品質 (等級、糖度等)
1																		
2																		
3																		
4																		

(要領様式6)

営農型発電設備の改築に係る報告

(元号) 年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

(元号) 年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた
営農型発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を
確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 許可を受けた土地等の所在等

土地の所在	地番	面積 (㎡)

2 改築計画

(1) 改築の内容

--

(2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : (元号) 年 月 日
イ 完了予定年月日 : (元号) 年 月 日

3 営農計画の変更の有無 : あり ・ なし

4 連絡先(電話番号等)

--

(添付書類)

- ① (改築後の) 営農型発電設備の設計図
- ② 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書(営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分は記載しなくても結構です。)
- ③ (営農計画の変更を伴う場合又は改築工事により遮光率が増加する場合には、) ②の根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
- ④ その他参考となるべき書類

(要領様式7)

営農型発電設備による発電事業の廃止に係る報告

(元号) 年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

(元号) 年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた
営農型発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型発電設備を(元号) 年 月 日までに撤去す
るとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

営農型様式例1-1(法第4条・営農型発電設備で転用面積が40,000㎡以下の場合の許可指令書)

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第4条第1項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
() 農業委員会会長 ()

記

1 用途()

2 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) 事業の更新申請を行わない場合は、申請書に記載された事業の完了の日までに、農地として利用することができる状態に回復すること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
- (4) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23号)を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。
- (5) 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- (6) 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- (7) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅に講ずること。
- (8) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
- (9) 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
- (10) 事業の操業期間又は施設の利用期間 (元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日

3 注意事項

- (1) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。
- (2) 転用事業の更新を受けようとする場合は、本事業期間の満了3ヶ月前までに許可申請書を提出すること。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事(〇〇市町村農業委員会)に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県(〇〇市町村)を被告として(訴訟において福島〇市町村)を代表する者は福島県知事(農業委員会)となります。)、処分の取消しの訴えを提することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

- 1 許可申請書(様式例第8-1号-1及び様式例第8-1号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。
なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。
- 2 権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換える。

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第4条第1項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事

印

記

1 用途()

2 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) 事業の更新申請を行わない場合は、申請書に記載された事業の完了の日までに、農地として利用することができる状態に回復すること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
- (4) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23)を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。
- (5) 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- (6) 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- (7) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅に講ずること。
- (8) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
- (9) 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
- (10) 事業の操業期間又は施設の利用期間 (元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日

3 注意事項

- (1) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。
- (2) 転用事業の更新を受けようとする場合は、本事業期間の満了3ヶ月前までに許可申請書を提出すること。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、福島県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、仙台市青葉区本町3丁目3番1号 東北農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

許可申請書(様式例第8-1号-1及び様式例第8-1号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。
なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。

営農型様式例2-1(法第5条・営農型発電施設で転用面積が40,000㎡以下の場合の許可指令書)

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
(() 農業委員会会長)

記

- 1 許可する権利の種類及び設定・移転の別 (の)
 - 2 用途()
 - 3 条件
 - (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
 - (2) 事業の更新申請を行わない場合は、申請書に記載された事業の完了の日までに、農地として利用することができる状態に回復すること。
 - (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事進捗状況を報告(様式例第9-1号)すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
 - (4) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23号)転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。
 - (5) 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提とし設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
 - (6) 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
 - (7) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
 - (8) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
 - (9) 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
 - (10) 事業の操業期間又は施設の利用期間 (元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日
- 4 注意事項
- (1) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。
 - (2) 転用事業の更新を受けようとする場合は、本事業期間の満了3ヶ月前までに許可申請書を提出すること。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事(〇〇市町村農業委員会)に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事求人、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人に請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員

会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県(〇〇市町村)を被告として(訴訟において福〇市町村)を代表する者は福島県知事(農業委員会)となります。)、処分の取消しの訴えをすることができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

- 1 許可申請書(様式例第8-2号-1及び様式例第8-2号-2)を複写のうえ、指令書に添付すること。

なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。

- 2 権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換える。

〇〇〇指令〇〇第 号

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印

記

- 1 許可する権利の種類及び設定・移転の別 () の)
 - 2 用途 ()
 - 3 条件
 - (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
 - (2) 事業の更新申請を行わない場合は、申請書に記載された事業の完了の日までに、農地として利用することができる状態に回復すること。
 - (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
 - (4) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識(様式例第8-23号)を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。
 - (5) 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
 - (6) 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
 - (7) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
 - (8) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
 - (9) 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
 - (10) 事業の操業期間又は施設の利用期間 (元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日
- 4 注意事項
 - (1) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。
 - (2) 転用事業の更新を受けようとする場合は、本事業期間の満了3ヶ月前までに許可申請書を提出すること。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、福島県知事を經由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、仙台市青葉区本町3丁目3番1号 東北農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関する

るものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（注）

許可申請書（様式例第8-2号-1及び様式例第8-2号-2）を複写のうえ、指令書に添付すること。

なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。

(元号) 年 月 日

福島県知事
() 農業委員会会長

住所
氏名

(注) 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

工事進捗状況(完了)報告について

(元号) 年 月 日付け福島県(〇〇市町村農委)指令 第 号で許可を受けた転用事業の工事進捗状況(完了)を下記のとおり報告します。

記

1 転用地の所在、面積

2 転用の目的

3 工事の状況

工事進捗率(%)

(工事ごとに詳しく書き、各地点より撮影した写真を添付し計画平面図又は配置図に写真撮影ポイントと方向を記入し、説明すること。)

(未着手の場合又は工事が計画より遅れているときは、その理由を詳しく記入すること。)

4 その他

(5 工事完了年月日)

基 本 台 帳 II

(整 理 番 号 年 第 号)

1 転用事業等の概要	転用事業者名		住所又は主たる事務所の所在地		許可年月日番号	許可条文	転用地の用途	面積(㎡)	転用地の所在	農地の区分基準適用条項	
	工 事 計 画									[特記事項](許可の際付した条件等で特に留意しておきべき事項を記入する。)	
	期 別 計 画				建 設 する 施 設 等 の 概 要						
	第1期	(着 工) 年 月 ~ (完 了) 年 月									
	第2期										
	第3期										
	第4期										
2 転用事業進捗状況の把握	工 事 進 捗 状 況 報 告 書 提 出 状 況						現 地 調 査 (事 業 進 捗 状 況 確 認)				
	報告書を提出すべき時期		報告書提出状況			報告書提出督促状況		調査期日	調査者	調査結果の概要	
	回数	提出期日	受理	報告内容	督促期日	文書番号					
	第1回										
	第2回										
	第3回										
第4回											
3 勧告状況	工 事 実 施 の 勧 告 状 況						通 知 書 送 付 状 況				
	勧告期日	文書番号	勧告内容				通知期日	通 知 先			
4 勧告後の措置内容	勧 告 後 の 工 事 の 実 施 状 況							許 可 権 限 庁 が 執 っ た 措 置 内 容			

(記載注意)

「勧告後の措置内容」の「勧告後の工事の実施状況」欄には、勧告後の転用事業の実施状況のほか、措置後も転用事業を行わない事業者にあつては、転用事業を行わない事由及び転用事業を完了させる見込み等について調査の上記載し、「許可権限庁が執った措置内容」欄には農地法第51条の規定による処分命令又は事業計画変更申請等許可権限庁が執った措置の内容を具体的に記載する。

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

様

福島県農林水産部長 印
(福島県〇〇農林事務所長)
(〇〇市町村農業委員会会長)

農地転用に関する工事進捗状況(完了)報告について(通知)

(元号) 年 月 日付け福島県(〇〇市町村農委)指令 第 号で許可された下記土地に関する農地転用について、許可条件に基づくその後の履行状況を別紙(工事進捗状況、完了報告書)により報告することになっていますが、未だ提出されていませんので、至急提出してください。

なお、計画どおり履行されていない場合には、許可が取り消されることもありますので、その理由(又は今後の計画)を詳細に記入の上報告してください。

おって、当該報告は、許可条件により許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事が完了するまでの間は工事の進捗状況を、工事が完了したときは、その旨を報告することになっています。

記

1 転用地の所在

2 転用の目的

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

様

福島県〇〇農林事務所長
(〇〇市町村農業委員会会長)

農地転用に関する工事完了報告について(通知)

(元号) 年 月 日付け福島県(〇〇市町村農委)指令 第 号で許可された下記土地に関する農地転用については、(元号) 年 月 日付けで工事完了報告書が提出されましたが、現地調査等の結果、事業計画のとおり実施されていないことが判明しました。

つきましては、その理由(又は今後の計画)を詳細に記入の上報告してください。

記

- 1 転用地の所在
- 2 転用の目的

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

様

福 島 県 知 事 印
(〇〇市町村農業委員会会長)

勸 告 書

(元号) 年 月 日付け福島県(〇〇市町村農委)指令 第 号で許可した下記土地に関する農地転用について、(当該許可の目的に供しないまま放置しているので、)速やかに許可申請書に記載された事業計画に従って工事を完了させ、許可の目的に供するよう勧告します。

なお、今後とも引き続き許可申請書に記載された事業計画に従って工事に着手(又は工事を完了)しないときは、農地法第51条第1項の規定により許可の取消し等の処分を行うことがあります。

記

1 転用地の所在

2 転用の目的

3 転用面積

4 工事計画

(着工予定) (元号) 年 月 日

(完了予定) (元号) 年 月 日

(注)

本文の()内は、工事に着手せず又は工事を完了しないまま放置している場合、その他許可申請書に記載された事業計画どおり工事を行っていない場合等において、許可後の工事の進捗状況に着目し、その実態を簡潔に記載すること。

様式例第9-5号

(様式例第9-5号-1:許可目的達成が困難な場合の事業計画変更申請書)

農地法第4条(第5条)の規定による許可後の事業計画変更申請書

(元号) 年 月 日

福島県知事
(() 農業委員会会長)

申請者
(当初計画者) 住所
氏名
(承継者) 住所
氏名

下記の土地については、(元号) 年 月 日付け福島県(〇〇市町村農委)指令 第 号で転用許可を受けましたが、下記のとおり農地法第4条第1項(第5条第1項)の規定による許可に係る事業計画の変更を申請します。

記

1 申請者の氏名等

氏名	住所	職業

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 m ²
		登記簿	現況	

- 3 変更前の事業計画に従った事業の実施状況
- 4 変更前の事業計画どおり事業が遂行できない理由
- 5 変更後の転用事業が変更前に比較し、同等又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの説明
- 6 変更後の事業計画の詳細
- 7 変更後の転用事業に係る資金計画及びその調達計画
- 8 変更後の転用事業によって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要
- 9 その他参考となるべき事項

(添付書類)

転用事業者が転用目的の変更申請をする場合にあつては、1から4までの書類の添付は要しない。

- 1 法人にあつては、定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書
- 2 申請に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書又は現在事項証明書に限る。)
- 3 申請に係る土地の地番を表示する図面
- 4 位置及び付近の状況を表示する図面(縮尺5万分の1ないし1万分の1程度)
- 5 変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面(縮尺5百分の1ないし2千分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能。)
- 6 当該事業を実施するために必要な資力があることを証する書面(金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面や預貯金通帳の写し(許可を申請する者のものに限る。)、残高証明書、予算議決書等)
- 7 変更後の転用事業に関連して他法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面
- 8 転用事業の変更前の事業計画について関係者の同意又は意見(例えば取水、排水等についての水利権者、漁業権者、土地改良区等の同意又は意見)を得ている場合或いは変更後の事業計画について関係者の同意又は意見を新たに求める必要がある場合には、当該事業計画変更についてのこれらの者の同意書又は意見書の写し
- 9 転用事業者の変更前の事業計画について地方公共団体が財政補助等のかたちで関与している場合には、事業計画の変更及びこれに伴う影響についての当該地方公共団体の長の意見書
- 10 転用事業者が変更前の事業計画について旧所有者に対して雇用予約、施設の利用予約等の債務を有している場合には、当該債務の処理についての関係者の取決め書の写し及び旧所有者の事業計画変更についての同意書
- 11 事業計画変更についての関係地元住民の意向とこれに対する申請者の見解

農地法第4条(第5条)の規定による許可後の事業計画変更申請書

(元号) 年 月 日

福島県知事
(()) 農業委員会会長

申請者
住所
氏名

下記の土地については、(元号) 年 月 日付け福島県(〇〇市町村農委)指令 第 号で転用許可を受けましたが、下記のとおり農地法第4条第1項(第5条第1項)の規定による許可に係る事業計画の変更を申請します。

記

1 申請者の氏名、住所、職業

氏名	住所	職業

2 土地の所在、地番、地目、面積(事業計画地の区域の変更を伴う場合に記載する。)
(変更前の区域内の土地)

土地の所在	地番	地目		面積 m ²
		登記簿	現況	

(区域を増加(減少)させる土地)

土地の所在	地番	地目		面積 m ²
		登記簿	現況	

- 3 変更前の事業計画に従った事業の実施状況
- 4 変更前の事業計画どおり事業が遂行できない理由
- 5 変更後の事業計画の詳細
- 6 変更後の転用事業に係る資金計画及びその調達計画
- 7 変更後の転用事業によって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要
- 8 その他参考となるべき事項

(添付書類)

- 1 変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面
(縮尺5百分の1ないし2千分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能。)
- 2 当該事業を実施するために必要な資力があることを証する書面(金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面や預貯金通帳の写し(許可を申請する者のものに限る。)、残高証明書、予算議決書等)
- 3 変更後の転用事業に関連して他法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面
- 4 転用事業の変更前の事業計画について関係者の同意又は意見(例えば取水、排水等についての水利権者、漁業権者、土地改良区等の同意又は意見)を得ている場合或いは変更後の事業計画について関係者の同意又は意見を新たに求める必要が有る場合には、当該事業計画変更についてのこれらの者の同意書又は意見書の写し
- 5 転用事業者の変更前の事業計画について地方公共団体が財政補助等のかたちで関与している場合には、事業計画の変更及びこれに伴う影響についての当該地方公共団体の長の意見書
- 6 転用事業者が変更前の事業計画について旧所有者に対して雇用予約、施設の利用予約等の債務を有している場合には、当該債務の処理についての関係者の取決め書の写し及び旧所有者の事業計画変更についての同意書
- 7 事業計画地の区域の変更を伴う場合には、申請に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書)、申請に係る土地の地番を表示する図面

様式例第9-6号

(様式例第9-6号-1)

(〇〇農林事務所長経由)

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

福島県農林水産部長 印
(福島県〇〇農林事務所長)

農地法第4条(第5条)の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について

(元号) 年 月 日付けで送付のあったこのことについては、別紙指令書写しのとおり承認されたので申請者に指令書を交付してください。

(※なお、農地法第4条第1項(第5条第1項)の規定による許可申請の手続きを速やかに進めるように指導してください。……農地転用許可が必要な場合)

様式例第9-6号

(様式例第9-6号-2:事業承継の場合又は事業計画区域を拡大する場合で、その土地が農地である場合における承認指令書)

福島県(〇〇市町村農委)指令 第 号

申請者(当初計画者)住所
氏名

(承継者)住所
氏名

(元号) 年 月 日付けで申請のあった(元号) 年 月 日付け福島県(〇〇市町村農委)指令 第 号の農地法第4条第1項(第5条第1項)の規定による許可に係る事業計画の変更については、下記のとおり承認します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
(〇〇市町村農業委員会会長)

記

1 承認する土地

土地の所在	地番	地目		面積 m ²
		登記簿	現況	

2 変更の内容

3 注意事項

この変更承認は、事業計画変更に係る農地を転用するための権利の設定又は移転を許可するものではないので、農地法所定の許可があるまでの間にこれを非農地化すること等がないようにしてください。

様式例第9-6号

(様式例第9-6号-3:事業承継の場合又は事業計画区域を拡大する場合で、その土地が農地である場合以外における承認指令書(転用面積が40,000㎡以下の場合))

福島県(〇〇市町村農委)指令 第 号

申請者(当初計画者) 住所
氏名
(承継者) 住所
氏名

(元号) 年 月 日付けで申請のあった(元号) 年 月 日付け福島県(〇〇市町村農委)指令 第 号の農地法第4条第1項(第5条第1項)の規定による許可に係る事業計画の変更については、下記の条件を付して承認します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
(〇〇市町村農業委員会会長)

記

1 承認する土地

土地の所在	地番	地目		面積 ㎡
		登記簿	現況	

2 変更の内容

3 承認の条件

- (1) 事業計画変更申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) 事業計画変更に係る工事が完了するまでの間、本件承認の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)すること。又、承認に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
- (3) 事業計画変更申請書に記載された工事の完了の日までに、農地(採草放牧地)に復元すること。(一時転用の場合)

様式例第9-6号

(様式例第9-6号-4:事業承継の場合又は事業計画区域を拡大する場合で、その土地が農地である場合以外における承認指令書(転用面積が40,000㎡超の場合))

福島県指令 第 号

申請者 (当初計画者) 住所
氏名
(承継者) 住所
氏名

(元号) 年 月 日付けで申請のあった(元号) 年 月 日付け福島県指令 第 号の農地法第4条第1項(第5条第1項)の規定による許可に係る事業計画の変更については、下記の条件を付して承認します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印

記

1 承認する土地

土地の所在	地番	地目		面積 ㎡
		登記簿	現況	

2 変更の内容

3 承認の条件

- (1) 事業計画変更申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) 事業計画変更に係る工事が完了するまでの間、本件承認の日から3か月後及びその後1年ごとに、工事の進捗状況を報告(様式例第9-1号)すること。又、承認に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告(様式例第9-1号)すること。
- (3) 事業計画変更申請書に記載された工事の完了の日までに、農地(採草放牧地)に復元すること。(一時転用の場合)

様式例第9-7号

(様式例第9-7号-1)

(〇〇農林事務所長経由)

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

福島県農林水産部長 印
(福島県〇〇農林事務所長)

農地法第4条(第5条)の規定による許可後の事業計画変更申請の不承認について

このことについては、別紙指令書写しのとおり不承認とされたので、申請者に指令書を
交付してください。

様式例第9-7号

(様式例第9-7号-2:不承認指令書)

福島県(〇〇市町村農委)指令 第 号

申請者 住所
氏名

(元号) 年 月 日付けで申請のあった農地法第4条第1項(第5条第1項)の規定による許可に係る事業計画の変更については、下記の理由により承認できません。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
(〇〇市町村農業委員会会長)

記

1 承認できない土地の所在、地番、地目、面積

土地の所在	地番	地目		面積 m ²
		登記簿	現況	

2 承認できない理由

農地法第4条(第5条)の規定による許可後の事業計画変更申請に関する意見書

(元号) 年 月 日
 ○ ○ 農 業 委 員 会

申請に係る事項	申請者の住所・氏名	転用事業者住所・氏名				
		承継者住所・氏名				
	当初計画に係る事項	許可年月日		許可指令番号		
		許可地の所在				
		許可地の地目・面積				
		用途				
		事業計画	着工年月日		完了予定年月日	
	変更計画に係る事項	用途				
		承継者がある場合権利の種類				
		事業計画	着工年月日		完了予定年月日	
申請地の所在する区分		市街化区域	市街化調整区域	その他の区域		
許可後の計画変更承認基準からみた意見	検討事項		意見		意見決定の理由	
	1	許可の取消処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されると認められないか。	認められない	認められる		
	2	許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるか。	認められる	認められない		
	3	変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められるか。	認められる	認められない		
	4	変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められるか。	認められる	認められない		
	5	変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められるか。	認められる	認められない		
	6	上記各号のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により、転用許可相当であると認められるか。	認められる	認められない		
	総合意見		承認	不承認		
	計画変更承認にあたり留意すべき事項					

違反転用事案報告書

記号番号
(元号) 年 月 日

福島県知事

〇〇農業委員会会長

農地法第51条第1項第 号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告します。

調査年月日	(元号) 年 月 日	違反転用発生日	(元号) 年 月 日								
違反転用の内容											
違反転用に 関係する 土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積	土地の所有者			違反転用者			
			登記簿	現況	(㎡)	氏名	住所	職業	氏名	住所	職業
違反転用に 係る 関係者の氏名、 住所及び職業	関係者の種類		氏名又は名称		住所			職業		備考	
	一般継承人										
	転得者										
	工事請負人										
転用許可 処分の内容	許可年月日										
	許可権者										
	許可に係る転用目的										
	許可に付した条件										
	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業		氏名		住所			備考			
違反転用に至るまでの経緯											
付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況											
違反転用に関して他の法令等により許認可等を要する場合はその手続き等の状況											
土地利用計画との関係											
特定土地改良事業等の実施状況	事業の種類		事業施行者		施行面積		違反転用に関する面積		施行時期		
関係者からの事情聴取の内容											
農業委員会のとった措置											
農業委員会の意見											
その他参考となるべき事項											

(添付書類)

- 1 登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- 2 位置図及び周辺状況図

工事停止（原状回復）等報告書

() 農業委員会会長経由

() 農林事務所長経由

(元号) 年 月 日

福島県知事

(() 農業委員会会長)

所有者

住所

氏名

無断転用者

住所

氏名

工事請負人

住所

氏名

下記のとおり工事その他の行為を停止（又は原状回復その他違反を是正）しましたので、
現地を確認してくださいますようお願いいたします。

記

工事その他の行為を停止 (又は原状回復その他 違反を是正)した日及 びその内容	停止又は是正の日:(元号) 年 月 日				
	停止又は是正の内容:				
無断転用地の 所在地等	所在地	地番	地目		面積 (m ²)
			登記簿	現況	

違反転用者名

福島県知事 印
(〇〇市町村農業委員会会長)

勸 告 書

貴方は、次のとおり、農地法第51条第1項第 号に該当しているので、(元号) 年 月 日までに工事その他の行為を停止してください。(又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。)

これに応じない場合には、同条による処分(命令)を行う方針です。

違反行為に係る土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
			登記簿	現況		
法第51条第1項に該当する内容及びその理由						

(注) 工事その他の行為を停止した場合又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をとった場合は、遅滞なく、その旨を書面(様式例第10-2号)により農業委員会【を經由して福島県〇〇農林事務所企画部(福島県農林水産部農業担い手課)】あて届け出てください。(※許可権者が権限移譲市町村農業委員会の場合【】内を削除する。)

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

違反転用者名

福島県知事 印
(〇〇市町村農業委員会会長)

処 分 書

農地法第51条第1項の規定に基づき次のとおり処分します。

処 分 の 内 容	
処 分 を 行 う 理 由	

違反転用者名

福島県知事 印
(〇〇市町村農業委員会会長)

命 令 書

農地法第51条第1項の規定に基づき次のとおり措置することを命じます。

停止すべき行為又は 講ずべき原状回復等 の 措 置 の 内 容	
原状回復等の措置の 履 行 期 限	(元号) 年 月 日
命 令 を 行 う 理 由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を様式第10-2号により農業委員会【を經由して福島県〇〇農林事務所企画部(福島県農林水産部農業担い手課)】あて届け出てください。(※許可権者が権限移譲市町村農業委員会の場合【】内を削除する。以下、2で同じ。)
- 2 原状回復等の措置の履行を定められた期限までに完了できなかったときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会【を經由して福島県〇〇農林事務所企画部(福島県農林水産部農業担い手課)】あてに提出してください。(報告書の様式は任意)
- 3 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときには、農地法第51条第3項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
- 4 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴方(貴社)より徴収することがあります。

(記載要領)

- 1 行為の停止を命じる場合には、直ちに行為を停止するよう命じることとなるため、「原状回復等の措置の履行期限」欄は記載する必要はない。
- 2 「(留意事項)」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。

競 落 報 告 書

さきに、農地等の買受適格証明を受けた者から当該許可処分をもとめられたので下記のとおり報告します。

(元号) 年 月 日

〇〇農林事務所長

〇〇農業委員会会長

記

証明年月日	氏 名	備 考

- 1 買受適格証明を受けた者が競落したことの証明書 別紙のとおり
- 2 事情の変更の確認(適格証明を受けた時点から買受けの権利を有する者となった時点までに当該許可申請書に記載された内容が変わったかどうかの事情確認)
 - (1) 変更ない
 - (2) 変更あり 事情は別紙記載のとおり
- 3 そ の 他

地目変更登記に係る照会に対する回答書(又は調査結果)

(元号) 年 月 日

〇〇登記官 様

〇〇農業委員会会長
(〇〇農業委員会事務局長)

(元号) 年 月 日付け 第 号をもって(当農業委員会に)照会のあった件につき、下記のとおり回答(調査結果を報告)します。

記

1	調査年月日	平成 年 月 日						
2	土地の表示と 現況地目	所在	地番	登記簿 地目	面積 m ²	土地所有者の氏名・住所		現況 地目
						氏名	住所	
3	転用許可等の 有無とその内容	有	許可等年月日		許可条項	転用目的	許可等を受けた者の氏名・住所	
			(元号) 年 月 日		農地法第 条			
		無	該当に○	許可を得ることが必要であるが許可を得ていない				
			許可を得る必要がない案件である					
4	福島県からの 指示事項	該当に○	原状回復命令を行わない					
			近く原状回復命令を行う					
5	その他参考	都市計画法関係				農振法関係		その他
		線引都市計画		未線引都市計画		農振地域内		
		市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	農用地 区域内	農用地 区域外	

(記載要領)

- 記の2の「現況」欄は「農地」又は「採草放牧地」又は「非農地」と記入し、「農地」と記入されたものは、記の4の欄の記入は行わない。
- 記の3の「許可等」とは許可及び届出の受理であり、「許可等を受けた者の氏名・住所」欄の記入は、権利の設定、移転に係る許可等の案件については権利の取得者とする。
- 記の4の「原状回復命令」は、対象土地を農地の状態に回復すべきことを命ずるものをいう。又、記の4の欄は、許可条件違反により非農地化されている場合にも記入する。
- 記の5の欄は、該当箇所に○印を付す。「その他」欄には、条件違反転用の内容その他参考となる事項を記載する。

原 状 回 復 命 令 措 置 の 通 知 書

(元号) 年 月
日

〇〇登記官 様

〇〇農業委員会会長
(〇〇農業委員会事務局長)

貴職からの(元号) 年 月 日付け照会に対する、(元号) 年 月 日付け回答
(農業委員会事務局長が調査結果を提出)(調査結果を提出)した下記土地については、
別添「処分又は命令書」写しのとおり、原状回復命令が発せられたので通知します。

記

土地の表示

(注)

- 1 別添「処分又は命令書」写しには、様式例第10-4号又は様式例第10-5号の通知書の写しを添付すること。
- 2 様式例第12-1号の地目変更登記に係る照会に対する回答書(又は調査結果)を農業委員会事務局長が行ったものについて、農業委員会会長がこの通知を行う場合には「回答」に代えて「農業委員会事務局長が調査結果を提出」と、農業委員会事務局長がこの通知を行う場合には「回答」に代えて「調査結果を提出」と記載する。

農地への原状回復命令を行わないこととされた事案についての通知書

(元号) 年 月 日

〇〇登記官 様

〇〇農業委員会会長
(〇〇農業委員会事務局長)

貴職から(元号) 年 月 日付け照会があり、(元号) 年 月 日付け回答(農業委員会事務局長が調査結果を提出)(調査結果を提出)した下記土地について、
のため原状回復命令を行わないこととされたので通知します。

記

土地の表示

(注)

- 1 様式例第12-1号の地目変更登記に係る照会に対する回答書(又は調査結果)を農業委員会事務局長が行ったものについて、農業委員会会長がこの通知を行う場合には「回答」に代えて「農業委員会事務局長が調査結果を提出」と、農業委員会事務局長がこの通知を行う場合には「回答」に代えて「調査結果を提出」と記載する。
- 2 空欄には、原状回復命令を行わないこととされた理由を記載することとするが、その例としては、①違反転用者の弁明内容を容認した。②勧告指導段階で原状回復が行われた。等が考えられる。

様式例第13-1号

時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案調査書

福 島 県 知 事

(元号) 年 月 日
 ○○農業委員会会長

登記申請当事者	権利者	住所		氏名	
	義務者	住所		氏名	
登記受付年月日			登記原因日付		
土地表示			地目	面積	m ²
時効取得に係る権利の種類					調査年月日
占有(準占有)の経過	占有(準占有)の原因となった行為				
	占有(準占有)の開始の時期		年 月 日		
	占有者(準占有者)(前主を含む。)の氏名				
	占有(準占有)に係る利用状況				
関係者からの事情聴取の内容					
農業委員会のとった措置					
農業委員会意見	取得時効	農地法			
	完成事案	違反事案			
その他参考となるべき事項					

(添付書類) 登記事項証明書(全部事項証明書に限る。取得時効完成事案は不要)

(記載要領)

- 1 「占有者(準占有者)(前主を含む。)」欄には、占有(準占有)の承継があった場合には、占有者(準占有者)ごとの占有期間を明示すること。
- 2 「占有(準占有)に係る利用状況」欄には、占有(準占有)の開始以後現在に至るまでの利用状況につき記載すること。
- 3 「関係者からの事情聴取の内容」欄の「関係者」には、所有者及び占有者(準占有者)のほか、隣接耕作者、集落の区長等集落の事情に精通している者が含まれるものとする。

通 知 書

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

登記申請当事者名

福島県知事 印

貴方は、下記1の農地につき農地法に違反する行為を行っているので、直ちに、下記のとおり是正してください。

なお、是正措置を講ずべき期間内に必要な措置を行わないときは、農地法第64条に該当する者として告発することがあります。

記

1 違反行為に係る農地の所在、地番、地目、面積

土地の所在	地番	地目	面積	備考

2 是正措置の内容

- (1) 1の農地に係る(元号) 年 月 日受付第 号 登記を抹消すること。
- (2) 1の農地についての占有(行使)を直ちに中止し、 に返還すること。
(又は、1の農地について から返還を受けること。)

3 この通知をする理由

4 是正措置を講ずべき期間

様式例第14-1号

農地法第 条の規定による許可申請の取下願出書

(元号) 年 月 日

福島県知事

(() 農業委員会会長 様)

願出人

(譲受人) 住所
氏名

(譲渡人) 住所
氏名

(元号) 年 月 日付で申請した農地法第 条の規定による許可申請は
下記の理由により取下げます。

記

理 由

様式例第14-2号

記 号 番 号
(元号) 年 月 日

様

福島県知事 印
(() 農業委員会会長)

農地法第 条の規定による許可申請の取下願出書の受理について(通知)

(元号) 年 月 日付けで提出された申請に対する(元号) 年 月 日付けの取下願出書は、
(元号) 年 月 日付けで受理しました。

農地法第 条の規定による許可処分の取消願出書

(元号) 年 月 日

福島県知事
(()農業委員会会長 様)

願出人
(譲受人) 住所
氏名

(譲渡人) 住所
氏名

(元号) 年 月 日付け福島県指令 第 号で許可を受けましたが、下記の理由により許可を取り消し願います。

記

1 許可を受けた者の氏名等

	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

2 許可を受けた土地

所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		登記簿	現況		

3 取消の願出をする理由(許可を受けてからの経過、現在の状況等詳細に記載すること。)

4 添付書類

- (1) 許可指令書(紛失した場合には、その旨を記載する。)
- (2) 許可処分を受けた農地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (3) 現況写真
- (4) 許可を受けた土地の一部の取消である場合は、取消さない部分の利用方法を記載した書面

様式例第14-4号(願出による許可処分取消指令書)

福島県指令 第 号
(農業委員会指令第 号)

願出人 住所
氏名

(元号) 年 月 日付け福島県指令(農業委員会指令) 第 号の農地法第 条の規定による許可は、(元号) 年 月 日付けの農地法第 条の規定による許可処分の取消願出により、下記のとおり取消します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印
()農業委員会会長 ()

記

1 取消す土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 ㎡
		登記簿	現況	

2 理由

現況確認証明申請書

(元号) 年 月 日

() 農業委員会会長 様

申請人 住所
氏名

下記の農地は、非農地であることを証明願います。

記

1 土地の所在

所在	所有者の氏名	地目		面積 ㎡
		登記簿	現況	

2 証明を求める理由

3 非農地化した経過(詳細に記述すること。)

4 添付書類

- (1)案内図 (2)登記事項証明書(全部事項証明書) (3)現況写真 (4)公図の写し
- (5)非農地化した経過を示す根拠資料
- (6)承継関係を確認できる資料(証明申請者が承継人の場合)

(注)

申請書は、2部提出すること。

上記に相違ないことを証明する。

(元号) 年 月 日

() 農業委員会会長

現 況 確 認 証 明 確 認 書

(元号) 年 月 日

() 農業委員会会長 様

現地確認者職・氏名

農業委員 _____
 農業委員 _____
 農業委員 _____
 事務局 _____

(元号) 年 月 日付けの現況確認証明申請地を調査確認した結果は、次のとおりでした。

申 請 人	住所			
	氏名			
申 請 地	土地の所在	登記簿地目	面積 m ²	
証 明 の 判 断 対 象	<input type="checkbox"/> 対象			
	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 農地転用許可を受けた土地 (年 月 日付け福島県指令 第 号) <input type="checkbox"/> 農地法第4条第1項、第5条第1項の規定に違反する土地 <input type="checkbox"/> 農地法第4条第1項、第5条第1項の許可に付された条件に違反する土地		
現 況 判 断	調 査 日 時	(元号) 年 月 日 ()		
	立 会 者			
	申 請 位 置	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 農振区域 <input type="checkbox"/> 農振区域外 <input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 農 地	(農地区分): (判断理由):		
	<input type="checkbox"/> 非農地	(判断理由):		
関係者からの事実確認				
参 考 事 項				
証 明 の 可 否		<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	

許可が取り消されていない旨の証明申請書

(元号) 年 月 日

() 農業委員会会長 様

申請人 住所
氏名

農地法第3条第1項の規定により(元号) 年 月 日付け 指令 第 号をもって許可された下記の土地について、許可が取り消されていないものであることを証明願います。

記

1 土地の所在

所在	所有者の氏名	地目		面積
		登記簿	現況	
				m ²

2 証明を求める理由:

3 耕作の状況又は今後の耕作の見込み:

4 添付書類

- (1)案内図 (2)登記事項証明書(全部事項証明書) (3)現況写真 (4)公図の写し
(5)相続関係を確認できる資料(証明申請者が相続人の場合)

(注)

申請書は、2部提出すること。

上記に相違ないことを証明する。

(元号) 年 月 日

() 農業委員会会長

許可が取り消されていない旨の証明申請書

(元号) 年 月 日

福島県知事様
(()農業委員会会長)

申請人 住所
氏名

農地法第 条第1項の規定により(元号) 年 月 日付け 指令 第 号をもって許可された下記の土地について、許可が取り消されていないものであることを証明願います。

記

1 土地の所在

所在	所有者の氏名	地目		面積
		登記簿	現況	
				m ²

2 転用目的:

3 証明を求める理由:

4 転用目的実現の見込み:

5 添付書類

- (1)案内図 (2)登記事項証明書(全部事項証明書) (3)現況写真 (4)公図の写し
(5)工事進捗状況報告書 (6)事業計画変更承認書(証明申請者が承認承継人の場合)

(注)

申請書は、3部(許可処分庁が農林水産部長の場合は4部、農業委員会の場合は2部)提出すること。
農業委員会が証明する場合は、権限委譲を受けた農業委員会に限る。

上記に相違ないことを証明する。

(元号) 年 月 日

福島県知事 印

(()農業委員会会長)

許可の条件を履行したことの証明申請書

(元号) 年 月 日

() 農業委員会会長 様

申請人 住所
氏名

農地法第 条第1項の規定により(元号) 年 月 日付け福島県指令 第 号をもって許可された下記の土地について、許可条件のとおり履行しましたことを証明願います。

記

1 土地の所在

所在	所有者の氏名	地目		面積
		登記簿	現況	
				m ²

2 転用目的:

3 証明を求める理由:

4 添付書類

(1)案内図 (2)登記事項証明書(全部事項証明書) (3)現況写真 (4)公図の写し
(5)工事完了報告書 (6)承継関係を確認できる資料(証明申請者が承継人の場合)

(注)

申請書は、2部提出すること。

上記に相違ないことを証明する。

(元号) 年 月 日

() 農業委員会会長

届出が受理されていることの証明申請書

(元号) 年 月 日

() 農業委員会会長 様

申請人 住所
氏名

農地法第 条第1項第 号の規定により届出をし、(元号) 年 月 日付け 指令 第 号をもって受理通知を受けた下記の土地について、届出が受理されていることを証明願います。

記

1 土地の所在

所在	所有者の氏名	地目		面積
		登記簿	現況	
				m ²

2 転用目的:

3 証明を求める理由:

4 添付書類

- (1)案内図 (2)登記事項証明書(全部事項証明書) (3)公図の写し
- (4)承継関係を確認できる資料(証明申請者が承継人の場合)

(注)

申請書は、2部提出すること。

上記に相違ないことを証明する。

(元号) 年 月 日

() 農業委員会会長

農地法第43条第1項の規定による届出書
(農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出)

(元号) 年 月 日

() 農業委員会会長 殿

住所
氏名

下記のとおり農地に農作物栽培高度化施設を設置し、その底面をコンクリート等で覆いたいので、農地法第43条第1項の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所									
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
					m ²				
					m ²				
	計	m ² (田 m ² 畑 m ²)							
3 施設の面積等	施設の面積等	施設の面積		m ²					
		施設の棟高		m					
		施設の軒高		m					
	周辺農地から施設までの距離	東側の農地からの距離			m				
		西側の農地からの距離			m				
		北側の農地からの距離			m				
		南側の農地からの距離			m				
	施設の被覆材	素材の名称							
		光を透過する素材か		透過する ・ 透過しない					
	施設の構造		(階数:)						
施設の設置に係る工事の時期等	工事着工時期		年		月				
	工事完了時期		年		月				
	栽培開始時期		年		月				
4 施設を設置することによって生ずる周辺農地への被害の防除措置の概要									
5 施設の設置に必要な行政庁の許認可等	許認可等の名称								
	許認可等の申請の有無								
	許認可等の時期								
	許認可等の担当部局								

6 届出に当たり同意する事項	<input type="checkbox"/> 私は、届出に係る施設において農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、届出に係る施設の設置によって周辺農地に係る日照に影響を及ぼす場合や、当該施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合など、周辺農地に係る営農条件に支障が生じた場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、適切な是正措置を講ずることについて同意します。
7 法人の場合業務の内容	
8 備考	

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 「施設の面積」欄には、施設の底面の面積を記載してください。
- 3 「施設の棟高」欄には、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって30cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下同じ。）から施設の棟までの高さを記載してください。
また、「軒高」は、施設の設置される敷地の地盤面から施設の軒までの高さを記載してください。
- 4 「施設の構造」欄には、施設の種類（鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス、鉄骨パイプハウス、完全人工光型植物工場等）及び括弧内に施設の階数を記載してください。
- 5 「農作物栽培高度化施設を設置することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
- 6 「6 届出に当たり同意する事項」について確認し、同意する場合にはをチェックしてください。チェックしない場合、届出書は受理されません。
また、「農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合」とは、届出書に添付される営農計画書上、届出に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、
ア 農作物の栽培が行われていない場合
イ 農作物の栽培を行う面積が、当該営農計画書に記載されたものから概ね2割以上縮小している場合
のいずれかに該当する場合をいいます。
これらに該当した場合には、法第44条に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべき旨の勧告の対象となり、当該勧告に従わない場合には、農地法第4条に違反するものとして、都道府県知事等の原状回復命令等の措置が講じられる可能性があります。

様式例第16-2号

農地法施行規則第88条の2第2項第5号に規定する営農に関する計画

(元号) 年 月 日

1 届出に係る土地の所在等

土地の所在	地番	面積
		m ²
		m ²
計		m ²

2 施設における営農に関する計画等

(1) 施設内において栽培する農作物の作目及び栽培方法	作目												
	栽培方法												
	栽培面積	m ²											
(2) 施設内で栽培する農作物の生産量及び販売量	年間生産量	t											
	年間販売量	t											
	主たる販売先												
(3) 年間の農作物の栽培計画	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	内容												
(4) 施設の設置に係る資金調達の計画	自己資金	補助金			その他			合計			補助事業の名称及び担当部局		
	千円	千円			千円			千円					
(5) 施設の排水を排出する河川等	河川等の名称												
	河川等管理者												

(記載要領)

- 「栽培方法」は、施設内における栽培方法（養液栽培、栽培棚による土耕栽培等）を記載してください。
- 「栽培面積」は、施設の底面のうち農作物の栽培設備の用に供される部分の面積を記載してください。
- 「年間の農作物の栽培計画」欄には、作目ごとに農作物の栽培を行っている期間と栽培を行っていない期間を記載してください。

同意書

(元号) 年 月 日

住所
氏名

私は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する土地に、農地法第43条第1項に規定される農作物栽培高度化施設が設置されることについて、下記のとおり同意します。

記

1 届出に係る土地の所在等

土地の所在	地番	面積	権利の種類
		m ²	
		m ²	
計		m ²	

2 届出に当たり同意する事項

私は、届出に係る土地に農地法第43条第1項に規定する農作物栽培高度化施設が設置されることについて、以下の【留意事項】を承知した上で、同意します。

【留意事項】以下の記載事項を確認した上で、をチェックしてください。

- ① 農作物栽培高度化施設が設置された後、当該施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合、当該土地は違反転用状態になるとともに、当該土地の所有者においては、法第2条の2の規定に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないこと、また、遊休農地に関する措置の対象になり得ること。
- ② ①に関して、借借人が撤退した場合の混乱を防止するため、
- ア 土地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか
 - イ 原状回復の費用は誰が負担するか
 - ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか
 - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか
- について、土地の賃貸借契約において明記することが適当であること。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

受 理 通 知 書

届出者名

番 号
 (元号) 年 月 日
 () 農業委員会会長

(元号) 年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法第43条第1項の規定による届出についてはこれを受理し、(元号) 年 月 日にその効力が生じたので、下記により通知します。

記

1 届出者の氏名等	氏 名		住 所		
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
					m ²
		届出者が有する 土地の権利の種類			
3 届出書が到達した日					

(留意事項)

農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、法第4条第1項の規定に違反することとなることに留意すること。

(記載要領)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

農地法第44条の規定による勧告書

番 号
(元号) 年 月 日

住所
氏名 殿

農業委員会会長

貴殿は、農地法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を適切に行っていないことから、同法第44条の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、同法第4条第1項の規定に違反することとなり、同法第51条第1項の規定に基づく原状回復命令等の措置が講じられる可能性がありますので、御留意願います。

記

1 農作物栽培高度化施設が設置されている土地の所在等

所在・地番	面積(m ²)

2 勧告の理由

農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を適切に行っていないため。

3 講ずべき措置

4の期限までに農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を適切に行うこと。

4 措置を講ずべき期限

(元号) 年 月 日

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「4 措置を講ずべき期限」は、原則、勧告日から6月後の年月日を記載する。